

鏡野町一般廃棄物処理基本計画書
(案)

令和 2 (2020) 年 月

鏡 野 町

<目 次>

第1章	計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定のねらい	1
第2節	計画の位置づけと計画期間	1
第3節	計画対象廃棄物	3
第2章	鏡野町の特性	4
第1節	自然環境	4
第2節	社会環境	7
第3節	都市環境	10
第4節	上位計画（鏡野町総合計画）	12
第3章	ごみ処理基本計画	13
第1節	ごみ処理の現状と課題	13
第2節	ごみ処理の目標	24
第3節	計画の体系	33
第4節	施策の柱Ⅰ 排出抑制の推進〔排出抑制計画〕	34
第5節	施策の柱Ⅱ 再生利用の推進〔再資源化計画〕	41
第6節	施策の柱Ⅲ 適正処理の推進〔ごみ処理計画〕	45
第4章	生活排水処理基本計画	53
第1節	生活排水処理の現状と課題	53
第2節	生活排水処理の目標	62
第3節	生活排水の処理計画	65
第4節	し尿・汚泥の処理計画	68
第5章	計画の進行管理	71
第1節	計画進行管理手法	71
第2節	計画進行管理指標	72

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい

20世紀後半における高度経済成長は、私たちの生活を豊かにしました。しかし、資源の大量消費や廃棄物の大量排出による地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など多くの環境問題を引き起こしました。さらに近年では、不法投棄やダイオキシン問題など身近な問題に加え、天然資源の枯渇、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響など、地球規模の問題を抱えており、限りある資源の節約やエネルギーの有効利用など、生活様式や事業活動そのものを環境に配慮したものへと転換していく社会、つまり循環型社会形成の推進が求められています。

こうした中、本町では、平成27（2015）年3月に「鏡野町一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）を策定し、町民・事業者・行政が協働して循環型社会の形成に取り組んで参りました。本年度、既定計画において数値目標年度とした令和元（2019）年度を迎えるに当たり、これまでの取組みの成果を検証したうえで、今後必要となる施策の方針等を見直すものとします。

第2節 計画の位置づけと計画期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務付けられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本町の総合計画と整合させたものです。

本計画は、既定計画における中期以降の計画を示すものであることから、長期目標年度を令和11（2029）年度とする10ヵ年計画とします。

また、既定計画は、主に前期5ヵ年の主要施策を示しています。本計画では、中期5ヵ年の主要施策を示すものとします。

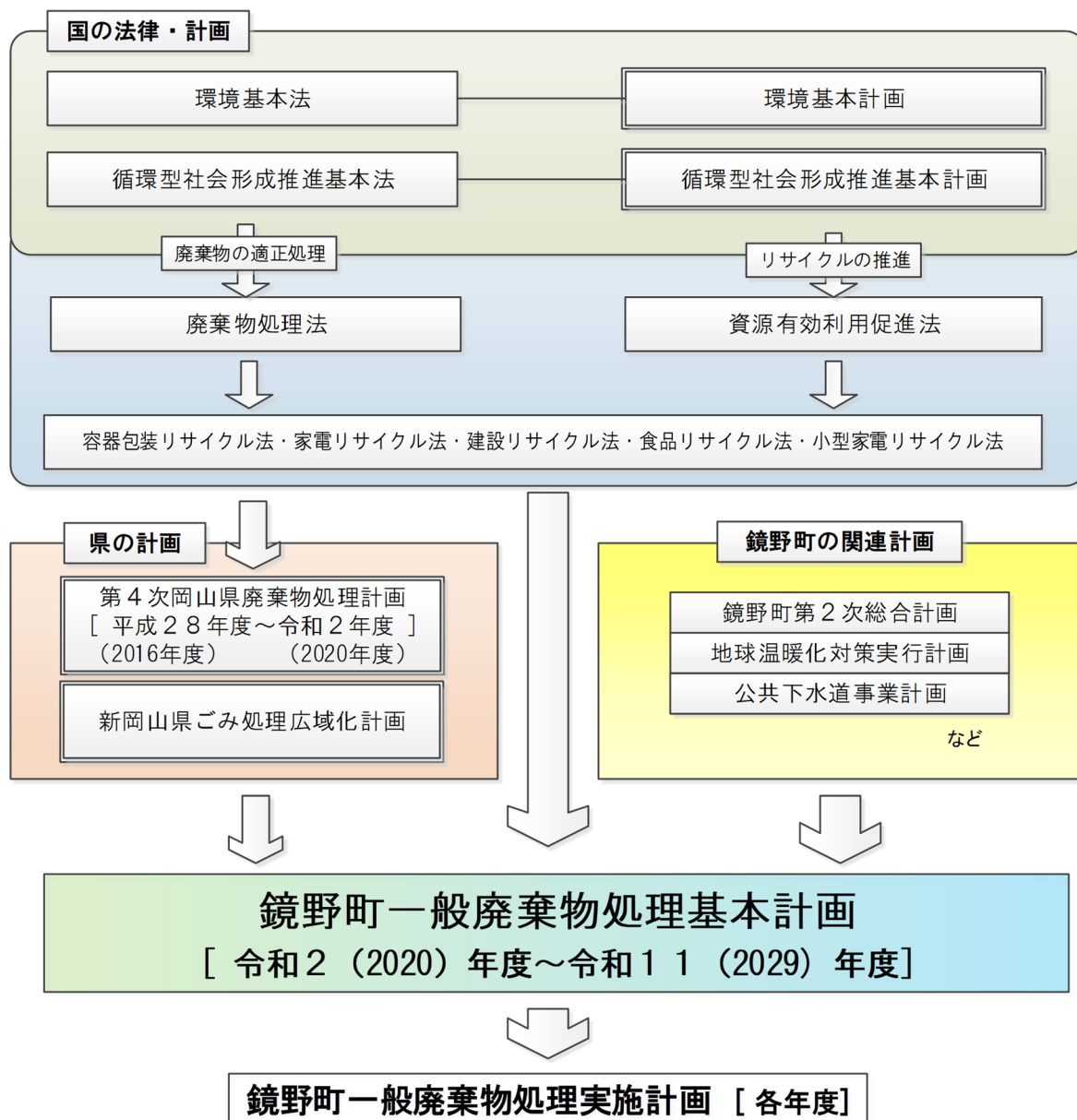


図1-1 本計画の位置づけ

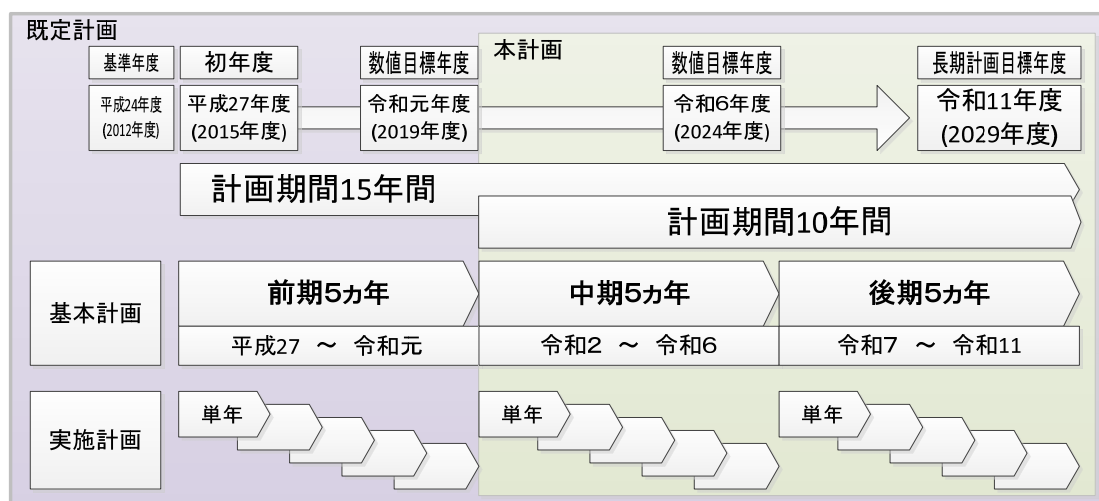


図1-2 計画期間

第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図1-3に示すとおり一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは表1-1に示すとおりとします。

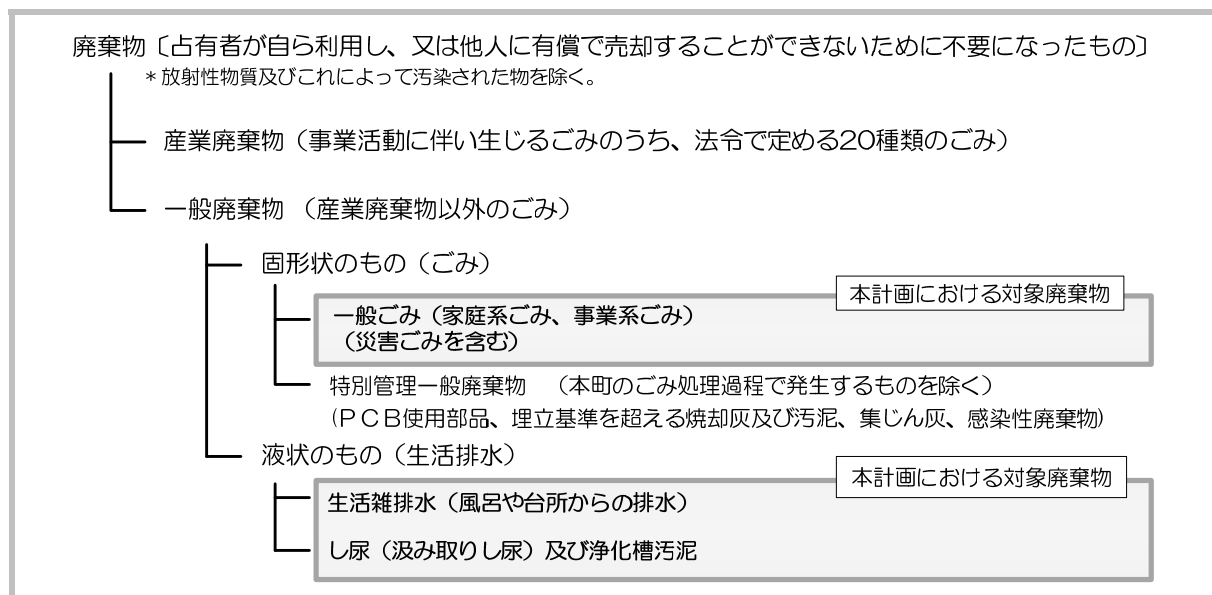


図1-3 計画対象廃棄物

表1-1 計画対象外廃棄物

区 分	処理・処分先
パ ソ コ ン	・ 資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
家 電 4 品 目	・ 以下に示す品目については、家電リサイクル法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。 エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び乾燥機
処 理 困 難 物	・ 以下に示す品目については、販売業者などの引き取りとする。 タイヤ、バッテリー、危険物（石油類、廃油類、ガスボンベ、消火器、農薬、劇薬等）、建築廃材、在宅医療廃棄物（注射針、点滴セット等）、大型農機具、ピアノ、仏壇、オートバイ（50cc 超）、農業用ビニール類（マルチ、畦シート、苗箱、ハウスビニール等）など

* 放射性廃棄物について

国においては、平成23（2011）年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という）による環境汚染により人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが緊急の課題となっていることを踏まえ、平成23（2011）年8月に「平成23（2011）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23（2011）年法律第110号）を公布しました。よって、当該廃棄物についてはこの法律によるものとします。

第2章 鏡野町の特性

第1節 自然環境

1 位置

本町は岡山県の北部に位置し、北は鳥取県に、東南は津山市、西は真庭市に接しています。また、山陽地方と山陰地方の中間、関西圏と広島県の中間に位置し、古くから山陰、山陽などの主要都市を結ぶ地域となっています。

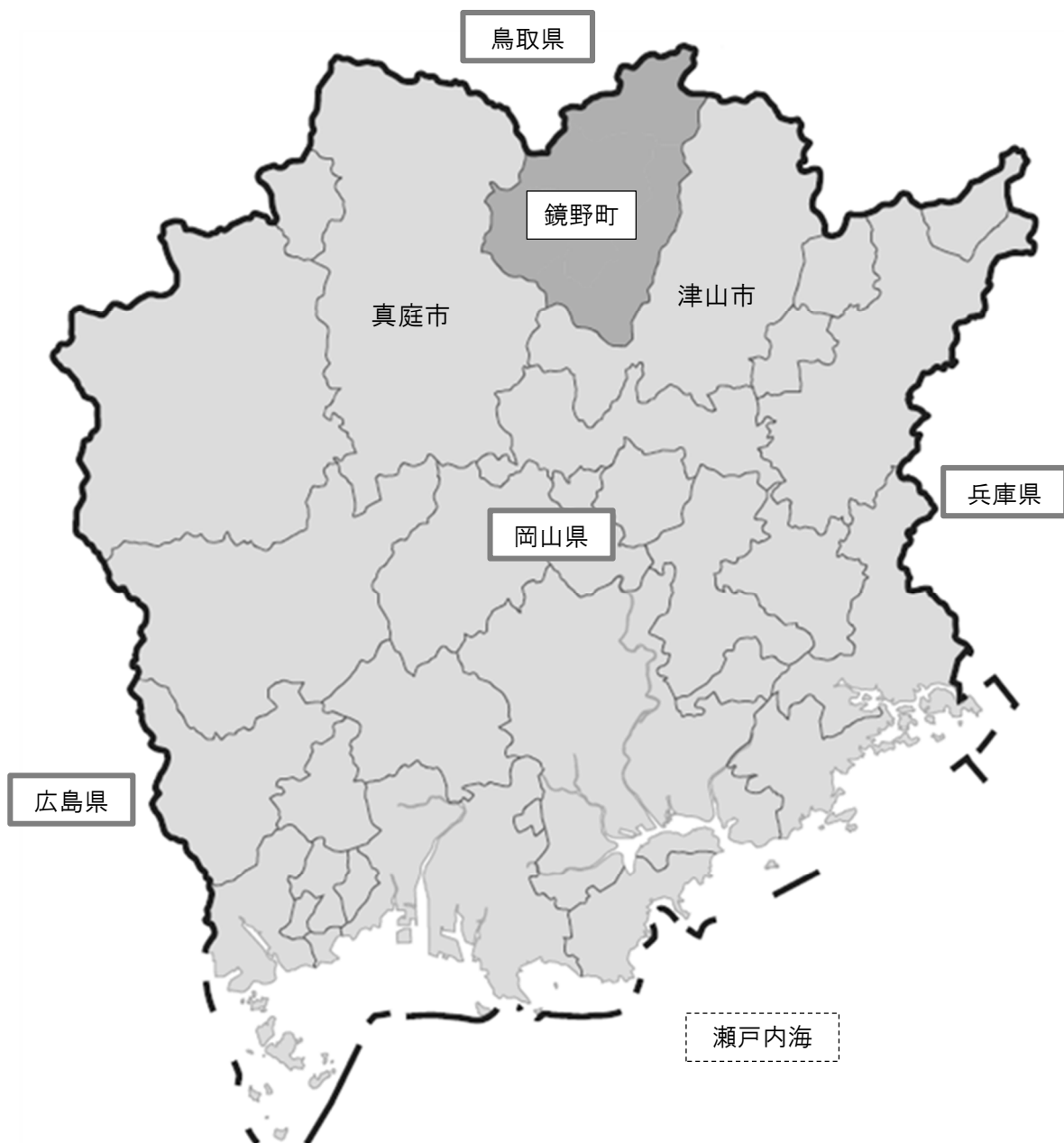


図2-1 鏡野町の位置

2 地勢

本町は、中国山地の一部をなす北部を中心に 1,000 メートルを超す山々が点在し、南部は中国山地の南側に傾斜地が広がり平坦で肥沃な平地が広がっています。

河川については、岡山三大河川の一つである吉井川が本町及び鳥取市、三朝町との境となっている北部の三国山を水源として本町の中央を南北に貫き、吉井川の支流である香々美川が南端で合流しています。また、岡山三大河川の一つ、旭川の支流である余川、目木川が西部を南に向かって流れています。

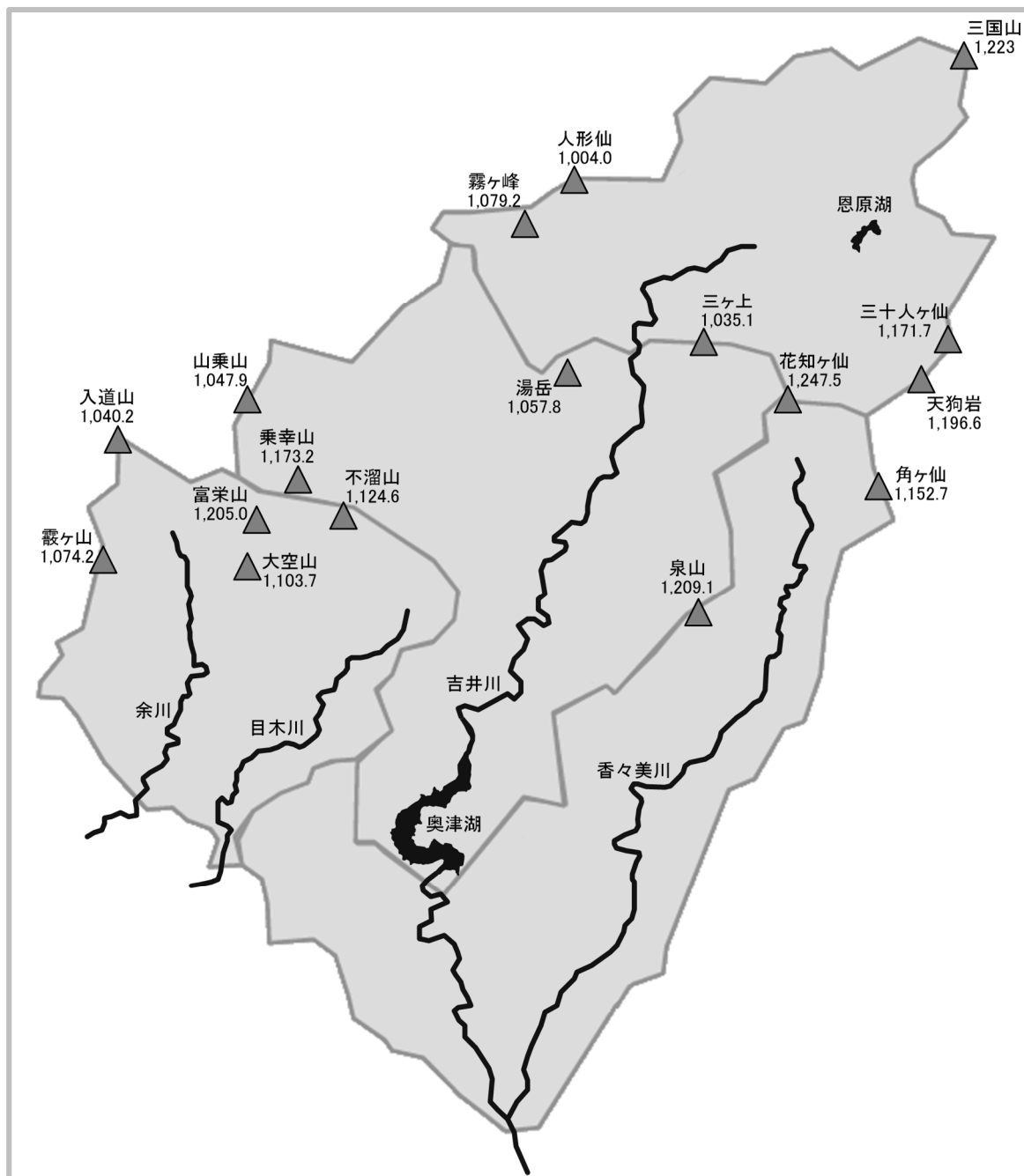
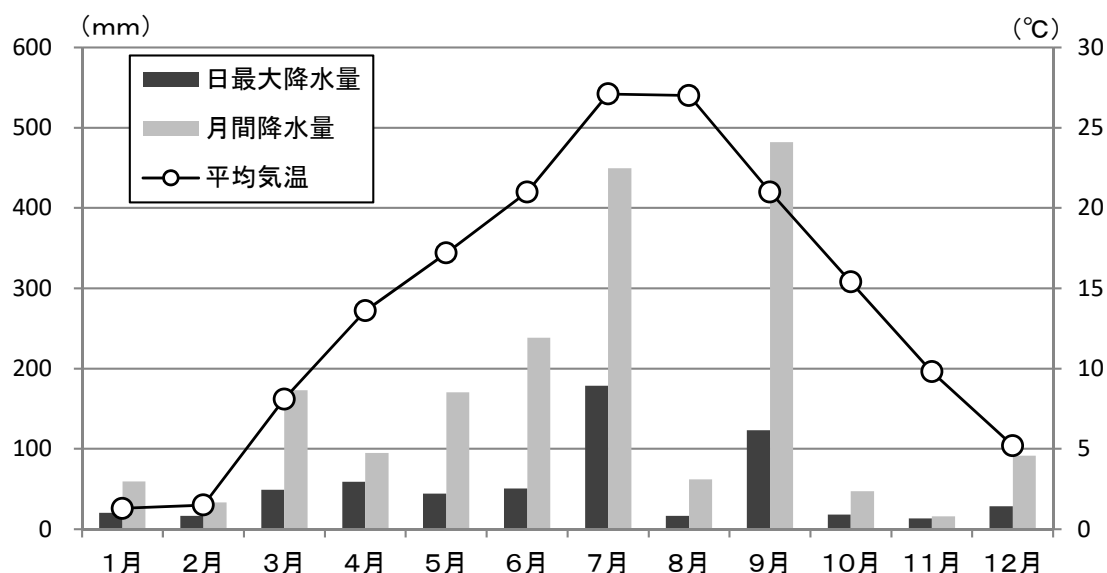


図 2-2 鏡野町の地勢

3 気候

本町の気候は、夏冬の温度較差が大きい内陸型気候です。年平均気温は13～14℃程度ですが、夏季の最高気温は35℃を超えることもある一方で、冬季の最低気温はマイナス10℃を下回ることもあります。また、北部の中国山地では積雪も多く、積雪量が2メートルを超える地域も見られます。



年次	項目	気温 (°C)			降水量 (mm)	
		最高	最低	平均	日最大	総量
平成26(2014)年		35.7	-4.9	13.2	62.5	1499.0
平成27(2015)年		37.1	-5.0	13.8	80.0	1606.0
平成28(2016)年		36.7	-10.9	14.3	75.0	1679.5
平成29(2017)年		35.6	-6.4	13.4	92.0	1505.0
平成30(2018)年		38.8	-9.2	14.0	178.5	1918.5
	1月	11.9	-7.3	1.3	20.5	59.5
	2月	16.8	-9.2	1.5	16.5	33.5
	3月	25.1	-2.3	8.1	49.0	173.0
	4月	30.2	0.0	13.6	59.0	95.0
	5月	30.9	4.0	17.2	44.5	170.5
	6月	32.9	10.6	21.0	51.0	238.5
	7月	37.5	19.0	27.1	178.5	449.5
	8月	38.8	14.5	27.0	16.5	62.0
	9月	31.9	11.2	21.0	123.0	482.0
	10月	30.9	5.4	15.4	18.5	47.5
	11月	21.7	0.2	9.8	13.5	16.0
	12月	16.6	-2.3	5.2	28.5	91.5

資料：気象庁 HP (久世アメダス)

図 2-3 気候の概要

第2節 社会環境

1 人口及び世帯数

国勢調査(10月1日現在)における本町の人口は減少傾向となっています。平成27(2015)年では12,874人となっており、過去20年間で約3千人減少しています。

一方で、世帯数については概ね4,700世帯で横ばいに推移しています。それに伴い、1世帯あたり人口も減少し、平成22(2010)年以降は3人を下回っており、核家族化の進行がうかがえます。

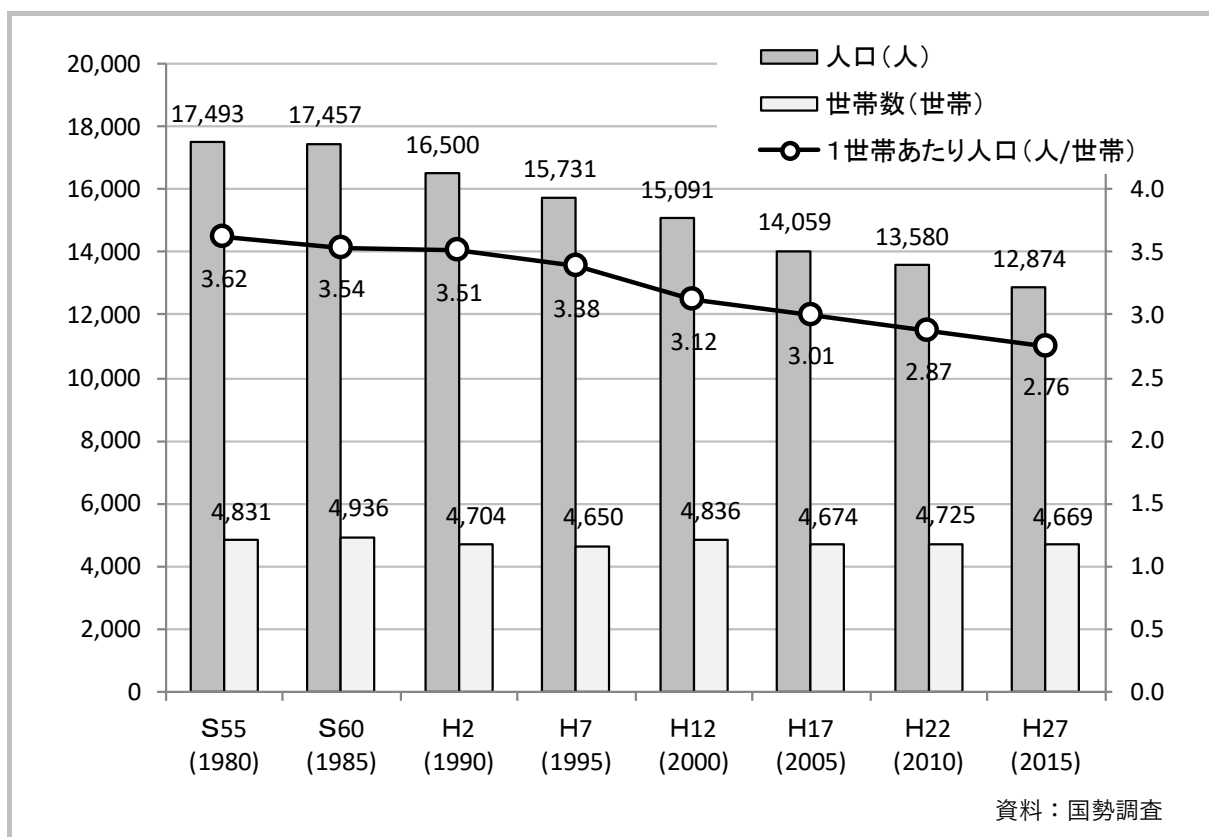


図2-4 人口及び世帯数

2 産業

本町の主な産業は、米・果樹・野菜などを中心とする農業と林業で、商工業は地場産業や誘致企業が立地・操業しています。

産業分類別の就業者数では、卸売業、小売業の占める割合が 21.2%と最も多く、次いで製造業が 20.8%、医療、福祉が 15.3%となっています。

表 2 - 1 産業分類別事業所数・就業者数

産業分類		事業所数		従業員数	
		(所)	割合	(人)	割合
第1次産業	農業, 林業, 漁業	23	4.7%	232	4.4%
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	69	14.2%	417	7.9%
	製造業	46	9.5%	1,094	20.8%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.2%	3	0.1%
	情報通信業	1	0.2%	7	0.1%
	運輸業, 郵便業	16	3.3%	601	11.4%
	卸売業, 小売業	107	22.0%	1,117	21.2%
	金融業, 保険業	3	0.6%	19	0.4%
	不動産業, 物品賃貸業	7	1.4%	11	0.2%
	学術研究, 専門・技術サービス業	13	2.7%	150	2.9%
	宿泊業, 飲食サービス業	48	9.9%	197	3.7%
	生活関連サービス業, 娯楽業	45	9.3%	195	3.7%
	教育, 学習支援業	5	1.0%	17	0.3%
	医療, 福祉	47	9.7%	807	15.3%
	複合サービス事業	11	2.3%	76	1.4%
	サービス業(他に分類されないもの)	44	9.1%	316	6.0%
合計		486		5,259	

※端数処理のため合計が100%にならない場合があります。

資料: 平成28(2016)年経済センサス

3 観光

本町は、奥津温泉、上齋原温泉、富のとう温泉をはじめとした温泉地のほか、キャンプ場やスキー場が複数あるなど豊かな観光資源を有しています。

また、農林水産業等と連携し、移住に関することや他産業への波及効果を拡大させる観光戦略を推進しています。



資料：かがみの旅とくらし 観光＆移住総合サイト

図 2-5 「10 分でわかる鏡野町の魅力」観光＆移住総合サイト

第3節 都市環境

1 土地利用

本町における民有地の土地利用状況は、山林が83.7%、次いで田が10.9%、宅地が2.4%となっています。大部分を占める山林以外では田としての利用が多く、山林及び田で約95%を占めています。

表2-2 土地利用状況

	宅地	田	畑	山林	原野	合計
面積(a)	43,518	195,631	30,346	1,502,981	23,862	1,796,338
割合	2.4%	10.9%	1.7%	83.7%	1.3%	100.0%

注1) 平成30(2018)年1月1日現在

資料：岡山県統計年鑑(H29)

注2) 本町保管の土地台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、地方税法の規定により課税の対象となる土地。(国・地方公共団体の所有地又は公用地・公共用地は含まず)

2 住宅

本町内の住宅の種類は、持ち家が91.0%、次いで民営借家が4.8%、公営・都市再生機構・公社の借家が2.5%となっています。借家や間借りの割合は比較的小さく、持ち家が多い状況となっています。

表2-3 住宅の種類

	一 般 世 帯								
	総 数	住 宅 に 住 む 一 般 世 帯							その他の一般世帯
		総 数	主 世 帯					間 借 り	
			総 数	持 ち 家	公営・都市再生機構・公社の借家	民営借家	給与住宅		
世帯数	4,647	4,525	4,485	4,081	112	217	75	40	122
割合	100.0%	97.4%	99.1%	91.0%	2.5%	4.8%	1.7%	0.9%	2.6%

注1) 平成27(2015)年10月1日現在

資料：国勢調査H27(2015)

注2) 総数には、住居の種類「不詳」を含む

3 交通

中国自動車道の院庄 IC が本町の中心部近くにあり、IC に接続している国道 179 号が本町の中央を南北に貫き、交通の動脈的な役割を果たしているほか、国道 179 号から分岐する県道が東西方向への交通移動を担っています。また、南部には広域農道が整備され、津山市など東西近隣自治体へのアクセス網も整備されています。

中国横断自動車道(岡山自動車道、米子自動車道等)への分岐も近く、中国自動車道から山陽、山陰、近畿、四国など広域的なアクセスも容易な圏域に位置しています。



図 2-6 交通網

第4節 上位計画（鏡野町総合計画）

鏡野町第2次総合計画は、平成28（2016）年3月に策定しました。

当計画では、鏡野町の将来像として、「森といで湯と田園文化の里」をキャッチフレーズとし、「ひとと自然にやさしい虹が広がる里」をスローガンにまちづくりを進めるものとし、5つの柱からなる政策を進めるものとしています。

環境関連では、「快適な生活環境の里づくり」において、自然と人が共生するまちづくりのため、循環型社会形成を推進するものとしています。

計 画 名	鏡野町第2次総合計画	森といで湯と田園文化の里
策 定 年 月	平成28（2016）年3月	
計 画 期 間	平成28（2016）年度～令和7（2025）年度	
基 本 理 念	交流・連携する里 安心・安全な里 子どものきらめく夢・未来を実現する里	
将 来 像	《キャッチフレーズ》	森といで湯と田園文化の里 《スローガン》 ひとと自然にやさしい虹が広がる里

政策の体系

政策	施策
1. こころあたたかい 福祉の里づくり	1 地域医療の充実 2 健康づくりの推進 3 地域福祉の推進 4 高齢者福祉の推進 5 障害者（児）福祉の推進 6 子育て支援の充実 7 人権尊重と人権意識の高揚
2. 地域経済を支える 里づくり	1 農業の振興 2 林業の振興 3 水産業の振興 4 商工業の振興 5 観光の振興
3. 創造豊かな 教育・文化の里づくり	1 学校教育の充実 2 生涯学習の推進 3 青少年の健全育成 4 生涯スポーツの推進 5 文化財と伝統行事の継承
4. 快適な 生活環境の里づくり	1 消防・防災対策の推進 2 交通安全・生活安全対策の推進 3 自然環境・景観の保全 4 循環型社会の形成 5 定住化の促進 6 上下水道の整備 7 地域情報化の推進 8 道路網の整備 9 公共的交通機関の充実
5. みんなでつくる 里づくり	1 住民のまちづくりの推進 2 職員の人材教育の推進 3 効率的な行財政運営の推進

図2-7 鏡野町第2次総合計画の概要

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別

津山圏域資源循環施設組合クリーンセンターの供用開始に伴い、平成28(2016)年4月より本町におけるごみの分別区分を、「資源物」、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「プラスチック容器包装」「粗大ごみ」の5種分別で統一しました。また、資源物である古紙は、集団回収による分別排出を推進しています。

小型家電製品の小型家電回収ボックスによる回収については、平成29(2017)年度より2カ所(役場本庁舎、ペスタロッヂ館)で開始し、令和元年度には新た3カ所(奥津振興センター、上齋原振興センター及び富振興センター)に小型家電回収ボックスを設置・拡充しました。

2 排出及び収集方法

本町管内で排出される生活系ごみは、各家庭に配布する「家庭用 ごみの分別・出し方ガイドブック」に示す方法で収集しています。

可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック容器包装は、町指定袋に入れたものを拠点回収により収集しています。資源物は、びん類、缶類及び電池・蛍光灯はかごへの排出、ペットボトルは収集ネットへの排出による拠点回収とし、これらを収集しています。

粗大ごみは、町が指定するシールを貼り付ける方法により拠点回収で収集しています。

また、津山圏域資源循環施設組合クリーンセンターへの直接搬入もできるようになっています。

表3-1 ごみの分類及び排出方法と収集頻度

分別区分		排出方法等	収集頻度
可燃ごみ	台所(生)ごみ、皮革製品・ゴム製品・履物類、ビニール、その他プラスチック製品、紙くず・布くず・木くず、その他	指定袋で排出	週1回
不燃ごみ	ガラス・陶磁器類、金属類、家電製品、その他	指定袋で排出 (大きさの基準は袋に入るもの)	月1回
プラスチック容器包装	ボトル類、カップ・パック類、ポリ袋・ラップ類、トレー類、網・ネット・緩衝材類、フタ・ラベル類	指定袋で排出 (ブラマークがついているもの)	月2回
資源ごみ	缶 (スチール缶・アルミ缶・スプレー)	ごみステーションのカゴに排出 (軽く水洗いし、中の汚れを取り除く) (スプレー缶は、必ず中身を使い切る)	月1回
	びん (透明・茶色・その他の色)	ごみステーションのカゴに排出 (キャップを外し、軽く水洗い) (色ごとに3種類に分別)	
	その他 (乾電池・蛍光灯・水銀式体温計)	ごみステーションのカゴに排出 (乾電池を分けて出す)	
	ペットボトル	ごみステーションのネットに排出 (キャップをはずし、ラベルをはがす) (中をすすぐ)	
粗大ごみ	家具類、電気製品類、その他	粗大ごみシールを貼って、収集場所に排出 (ごみ袋に入らないもの、入っても重いもの)	年6回 (偶数月)

資源物	古紙類 (新聞紙・折込チラシ・雑誌・パンフレット・書籍 ダンボール・牛乳パック)	集団回収に出す クリーンセンターに直接持ち込む	-	
	古着・古布			
	ペットボトル	※店頭回収等も利用可能		
	缶			
	びん			

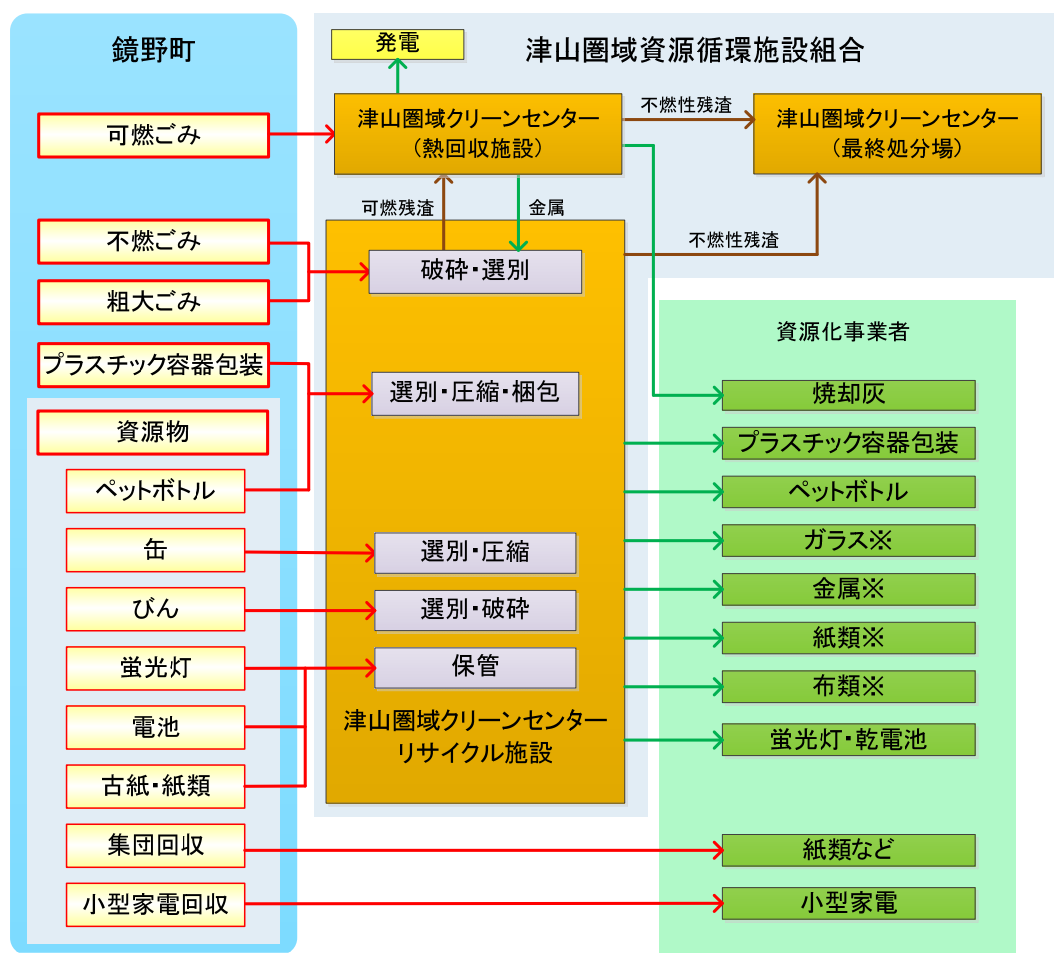
3 ごみ処理の流れ

鏡野町では、平成 28（2016）年度から津山圏域資源循環施設組合クリーンセンターへごみの搬入を開始しました。

クリーンセンターは、熱回収施設、リサイクル施設及び最終処分場の 3 施設で構成されています。熱回収施設においては、廃棄物による発電を行っています。

熱回収施設では、可燃ごみとリサイクル施設からの可燃性残渣とを合わせて焼却処理（発電）を行っています。焼却後に生じた焼却灰や金属類は資源化事業者へ引き渡され、資源化されています。不燃ごみ及び粗大ごみは、リサイクル施設で一定の大きさに破碎されたのち資源化できるものを取り除き（選別）、減容・減量化されます。プラスチック容器包装及び資源ごみは、リサイクル施設において選別、圧縮処理等を行います。リサイクル施設で資源化されたものは、資源化事業者に委託処分又は引き渡されます。

熱回収施設及びリサイクルセンターで資源化することができなかった不燃性残渣は、最終処分場で埋め立て処分されています。



※ 印のついた資源化物は資源化業者へ有償で売り渡しされています（平成 30 年度実績）。この収入は、津山圏域クリーンセンター維持管理費用として活用されています。

図 3-1 ごみ処理の流れ

(1) 中間処理施設

津山圏域資源循環施設組合の中間処理施設である、津山圏域クリーンセンター（熱回収施設、リサイクル施設）の概要は、次のとおりです。



資料：津山圏域クリーンセンターパンフレット

図 3-2 クリーンセンター（熱回収施設及びリサイクル施設）の外観

表 3-2 熱回収施設（中間処理施設）の概要

施 設 名	津山圏域クリーンセンター
施 設 所 管	津山圏域資源循環施設組合
所 在 地	津山市領家 1446 番地
稼 働 開 始	平成 28（2016）年 3 月
処 理 方 式	全連続ストーカ式焼却炉
処 理 能 力	128 トン/日（64 トン/日×2 炉）
処理対象物	可燃ごみ
余 熱 利 用	発電

表 3-3 リサイクル施設（中間処理施設）の概要

施 設 名	津山圏域クリーンセンター
施 設 所 管	津山圏域資源循環施設組合
所 在 地	津山市領家 1446 番地
稼 働 開 始	平成 28（2016）年 3 月
処 理 方 式	磁力選別、粒度選別、風力選別、アルミ選別、手選別
処 理 能 力	38 トン/日（1 日 5 時間運転）
処 理 対 象 物	粗大ごみ、不燃ごみ、古紙類（古布類含む）、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池等

(2) 最終処分場

津山圏域資源循環施設組合の最終処分場である、津山圏域クリーンセンター（最終処分場）の概要は、次のとおりです。



資料：津山圏域クリーンセンターパンフレット

図 3-3 クリーンセンター（最終処分場）の外観

表 3-4 最終処分場の概要

施 設 名	津山圏域クリーンセンター
施 設 所 管	津山圏域資源循環施設組合
所 在 地	津山市領家 1411 番地 1
稼 働 開 始	平成 28（2016）年 4 月
埋立面積及び埋立容量	2,530m ² 、30,000 m ³
埋 立 対 象 物	不燃残渣、資源化不適物等
埋 立 方 法	サンドイッチ工法・準好気性埋立構造
処 理 能 力	6.0 m ³ /日
処 理 方 式	pH調整・消毒、下水道放流

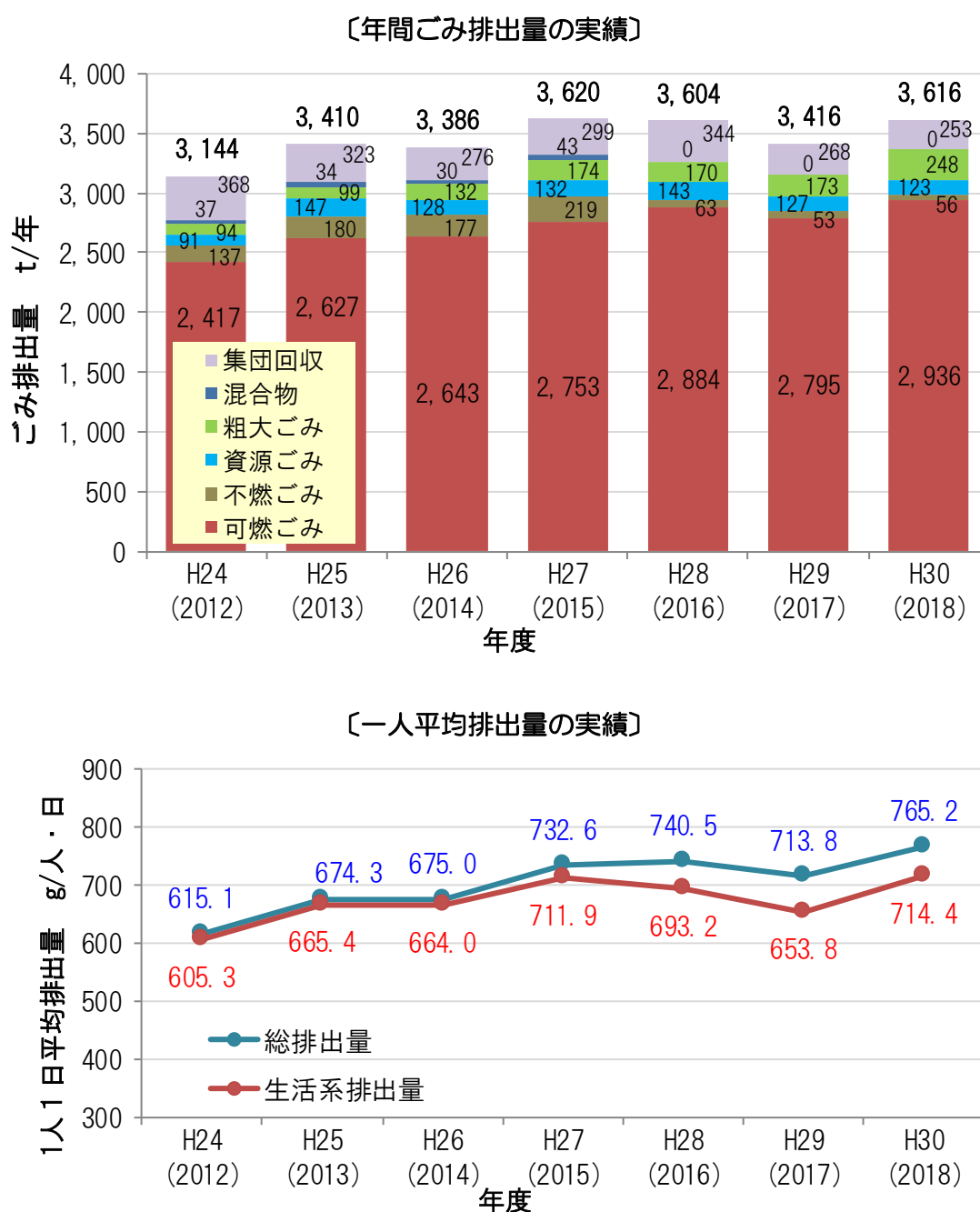


図 3-4 津山圏域クリーンセンターの位置図

5 ごみ排出量

本町の年間ごみ排出量は、平成 27（2015）年度まで増加傾向にありましたが、津山圏域での共同処理を開始した平成 28（2016）年度以降、集団回収量を含めて 3,400～3,600 トン程度の概ね横ばいで推移しています。

集団回収量を含めた総排出量を町民 1 人あたりで示した 1 人 1 日平均排出量は、平成 30（2018）年度において 765.2 グラムでした。同様に、生活系ごみの 1 人 1 日平均排出量は 714.4 グラムであり、平成 28（2016）年度からの事業系ごみ許可制度の開始により、事業系ごみの割合が増えていることがうかがえます。



※H30（2018）実績は災害ごみ等として排出されたごみ（可燃ごみ 9 t、粗大ごみ 11 t）を除く。

図 3-5 ごみ排出量の推移

6 再資源化量

本町におけるごみの資源化量は、平成 28（2016）年度以降で集団回収による資源化量への寄与がおおよそ 4 割を占め、年間で概ね 670 トン～750 トン（焼却灰及び飛灰の資源化を含む）で推移しています。平成 30（2018）年度の資源化量は 693 トンで、リサイクル率は 19.2%です。

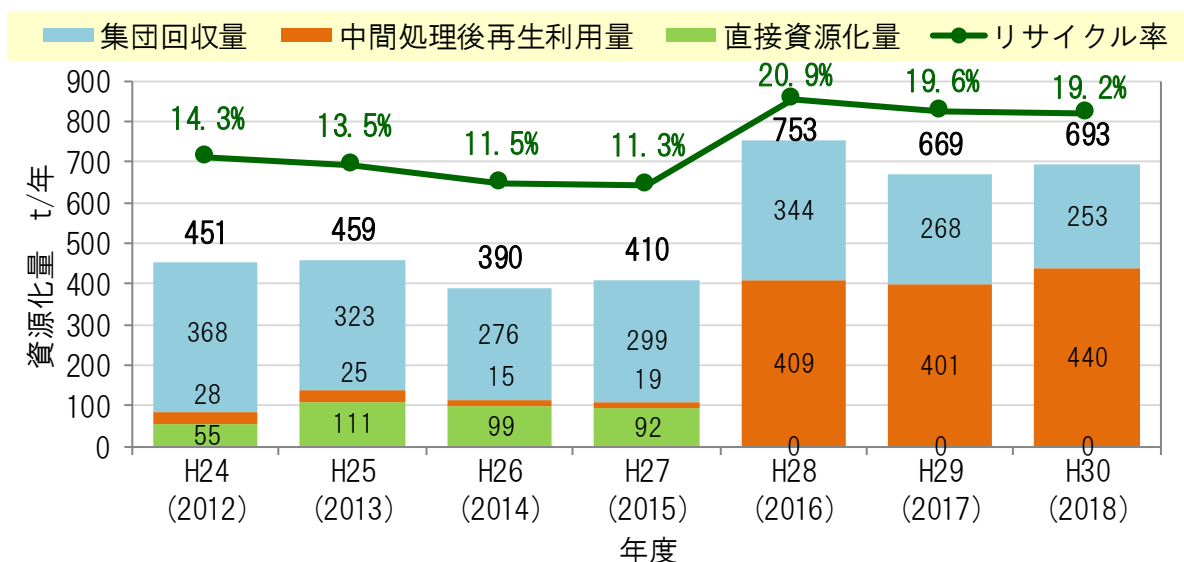


図 3-6 再資源化量の推移

7 最終処分量

本町では、平成 28（2016）年度より津山圏域クリーンセンター最終処分場において、不燃ごみ・粗大ごみを破碎したのちの不燃残渣のみを埋立処分し、焼却灰及び飛灰は資源化しています。焼却灰及び飛灰の資源化により最終処分量は大きく減少し、近年では年間 200 トン程度で推移しており、平成 30（2018）年度 of 最終処分量は 236 トンで、ごみ排出量（集団回収量を除く）に対する割合（最終処分率）は 7.0%です。

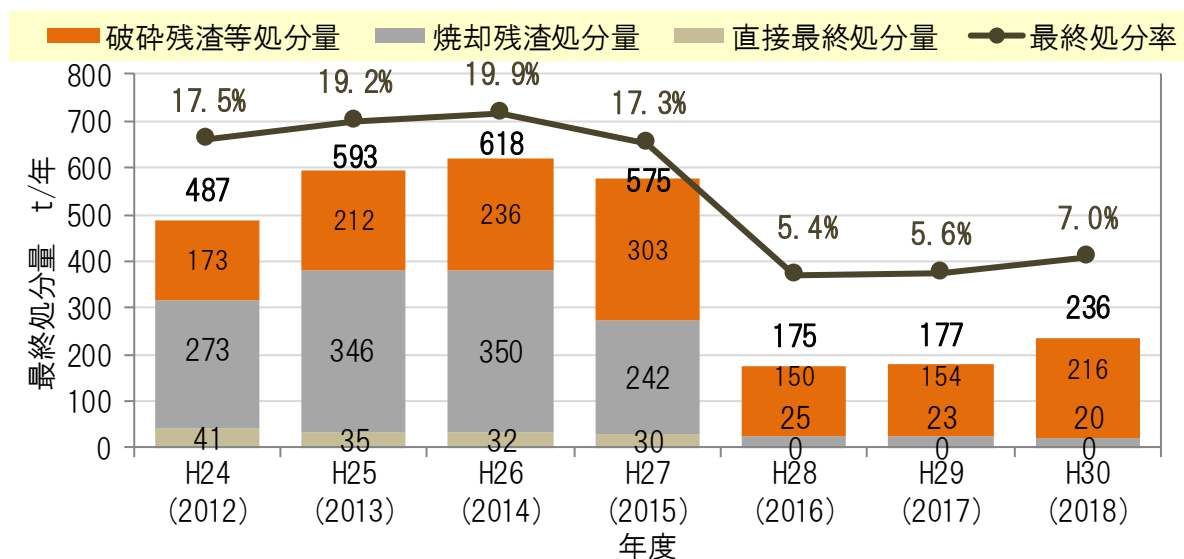
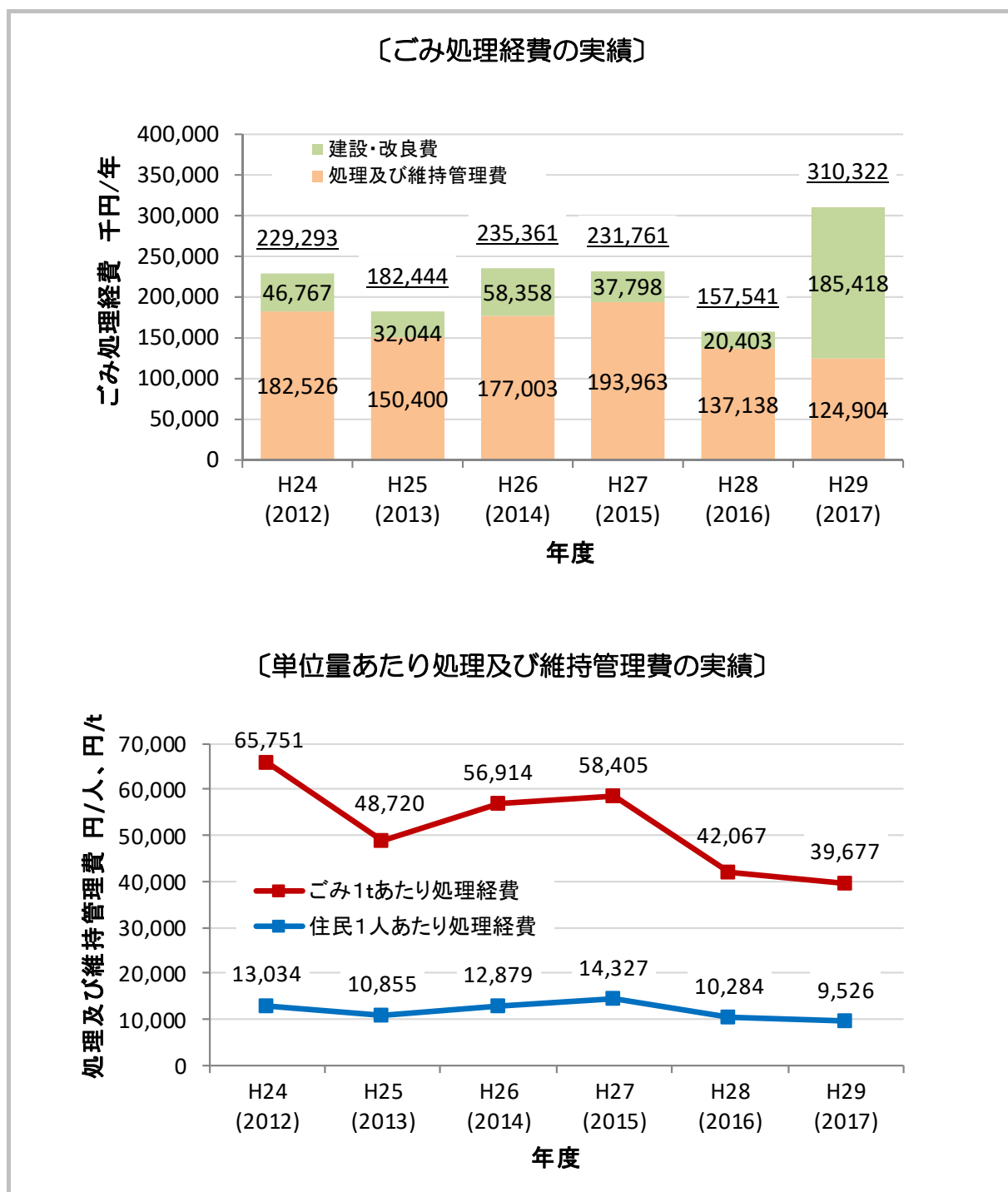


図 3-7 最終処分量の推移

8 ごみ処理経費

本町のごみ処理に係る経費は平成 29 (2017) 年度において年間 3 億 1 千万円程度で、このうち処理及び維持管理に係る費用は 1 億 2 千 5 百万円程度です。

処理及び維持管理費は、住民 1 人あたりでは約 1 万円、ごみ 1 トンでは約 4 万円となっています。



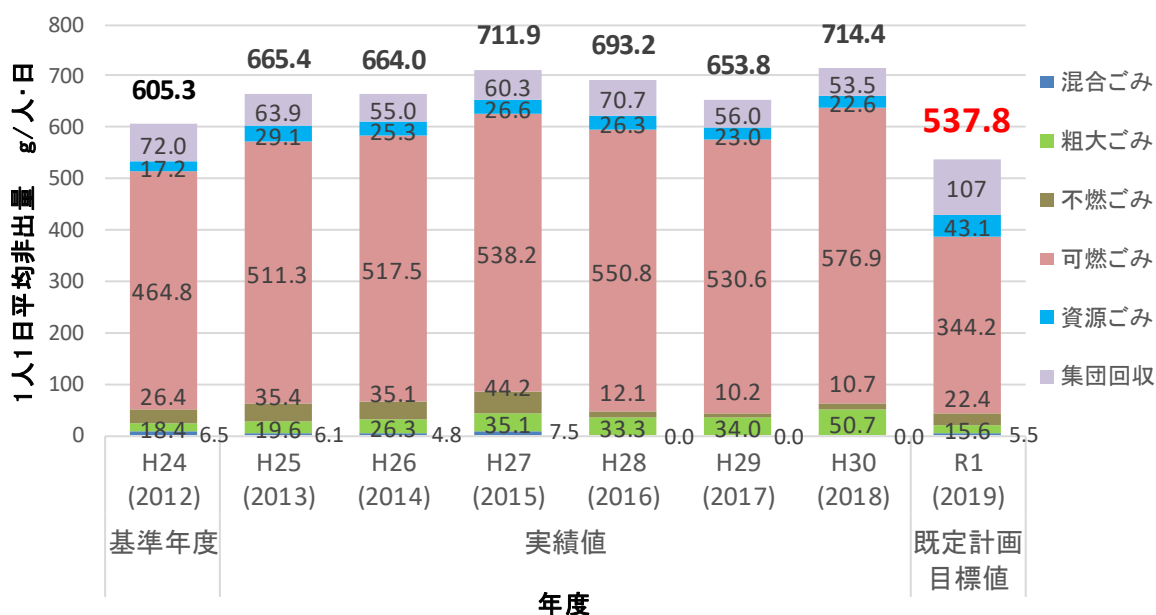
資料：一般廃棄物処理実態調査報告（環境省）

図 3-8 ごみ処理の経費

(1) 生活系ごみ

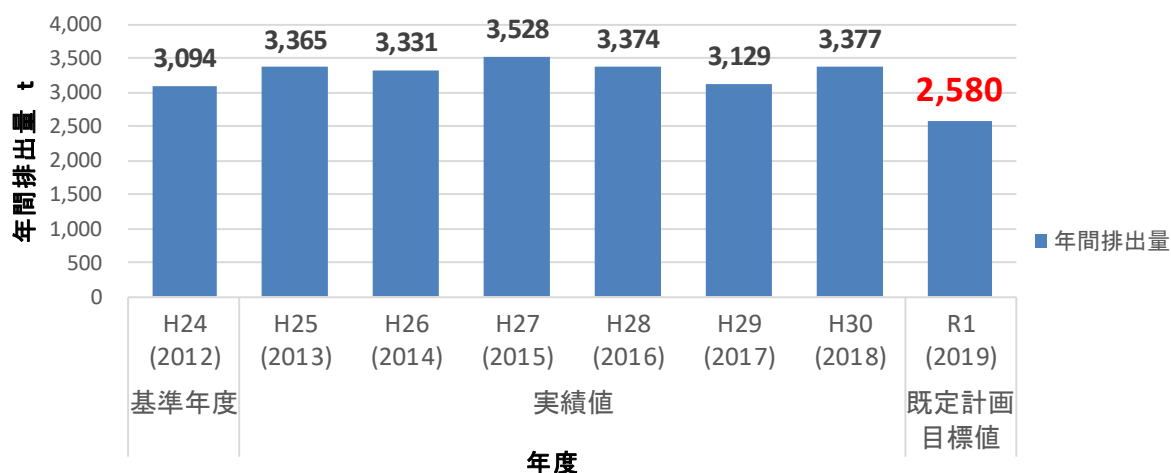
生活系ごみについては、資源ごみを除く可燃ごみや不燃ごみ等の 1 人 1 日平均排出量を平成 24 (2012) 年度実績から 15%削減し、生活ごみ全体で令和元 (2019) 年度に 537.8 グラムとすることを目標としていましたが、平成 30 (2018) 年度時点で 714.4 グラムまで増加 (平成 24 (2012) 年度から約 109 グラム増) しており、目標の達成は非常に厳しい見込みです。

《1 人 1 日平均排出量》



また、年間排出量でみると、目標達成することにより令和元 (2019) 年度では 2,580 トン (平成 24 (2012) 年度実績から 514 トン減) まで削減される見込みでしたが、平成 30 (2018) 年度時点では 3,377 トンと平成 24 (2012) 年度実績から 300 トン近く増加しており、目標値よりも 800 トン近く上回っている状況です。

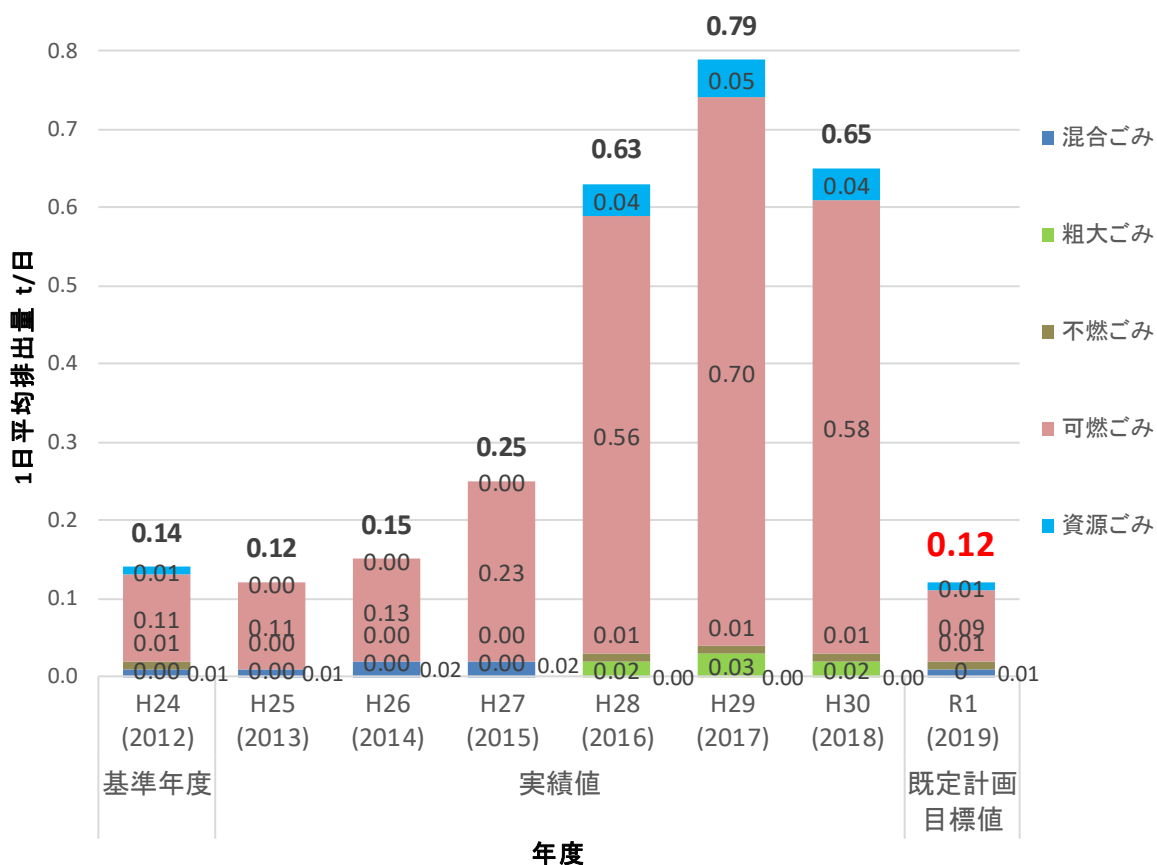
《年間排出量》



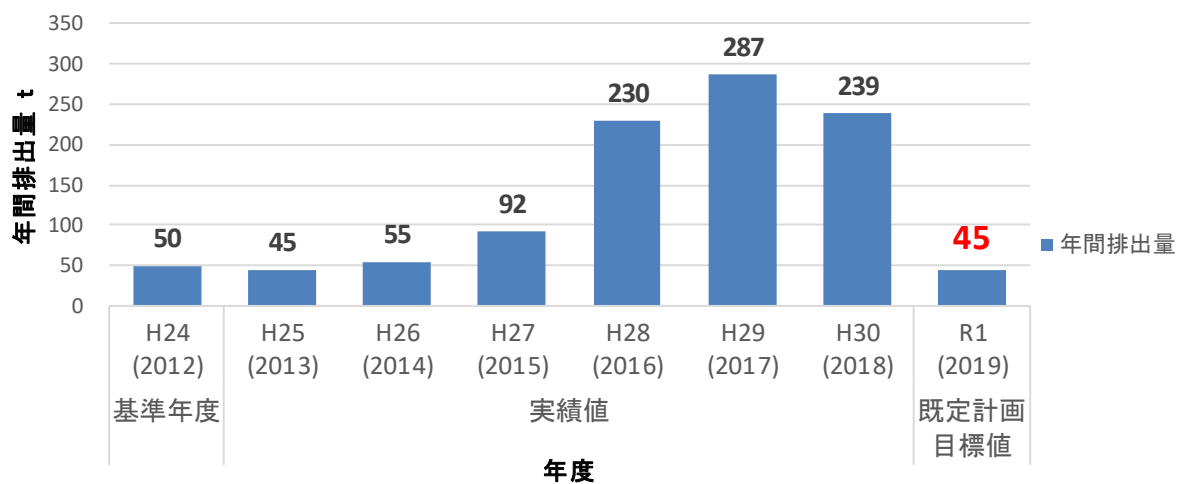
(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、1日平均排出量について可燃ごみを平成24（2012）年度実績から15%削減し、事業系ごみ全体で令和元（2019）年度に0.12トン（年間排出量では45トン）とすることを目標としていました。平成30（2018）年度時点では基準年度である平成24（2012）年度から約0.5トン増えて0.65トン（年間排出量では239トン）まで増加しており、生活系ごみと同様に目標の達成は非常に厳しい見込みです。

《1日平均排出量》



《年間排出量》



本町におけるごみ処理に関する現状やその他の事項について整理した結果、今後の課題として挙げられる事項は次のとおりです。

① ごみ収集運搬体制及びごみ処理体制の維持

- 本町が所属する津山圏域資源循環施設組合（津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町）において、平成 28（2016）年度より熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場が一体となった新たな広域ごみ施設である津山圏域クリーンセンターを供用開始しました。これにより本町では分別区分や処理体制が町内全域で統一されることとなりました。
- また、津山圏域クリーンセンターの供用開始とともに、事業系ごみの収集運搬許可制度の運用を開始し、それまで事業者自らが処理施設へ直接搬入していた事業系一般廃棄物の運搬方法に新たな選択肢ができました。
- これまでごみ処理体制の変更について啓発・周知などを進めてきましたが、約 3 年が経過したところであり、未だ過渡期であると考えられることから、引き続き、スムーズなごみ排出が行われるようごみ分別排出に係る周知・啓発を継続するとともに、適正な許可制度の運用に努めていく必要があります。

② ごみ減量の啓発

- 本町の 1 人 1 日平均ごみ排出量は増加しており、人口が減少しているにもかかわらず年間排出量も増加傾向となっています。
- 本町では平成 27（2015）年度に家庭ごみの指定ごみ袋と袋代金の統一を図り、また、令和元年度に指定ごみ袋と粗大ごみシールの料金（ごみ処理手数料）を改定し、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては料金を値上げしました。
- ごみ排出量の減量を進めるため、ごみ処理手数料の見直しによる減量効果を今後検証していくとともに、合わせてごみ減量に関する住民啓発を充実させる必要があります。

③ 分別排出徹底の啓発及びリサイクル率の向上

- 本町のリサイクル率は、津山圏域クリーンセンターの供用開始によって焼却残渣がリサイクルされ 20% 近くまで向上し、県内の他市町村のリサイクル率（平成 29（2017）年度岡山県内平均値 19.1%）と概ね同水準にあります。
- 一方で、既定計画で掲げていたリサイクル率の目標値は大きく下回っているほか、一度向上したリサイクル率が徐々に低下する状況にあります。
- 令和元年度のごみ処理手数料改定において、資源ごみの分別排出が積極的に行われるようプラスチック容器包装の指定袋は値下げしましたが、今後はその効果の検証を進めるとともに、より一層の分別徹底を推進し、リサイクル率を向上させていくことが必要です。

第2節 ごみ処理の目標

1 基本方針

鏡野町第2次総合計画(平成28(2016)年3月策定:計画期間H28(2016)~H32(2020))では、「ひとと自然にやさしい虹が広がる里」をまちづくりのスローガン(将来像)としています。また、5つのまちづくりの基本方針を掲げ、「快適な生活環境の里づくり(循環型社会の形成)」をその一つとし、ごみ処理対策を進めるものとしています。

本基本計画においては、循環型社会の形成により将来像が達成されるものと考え、ごみ処理の基本方針を、①排出抑制の推進、②再資源化の推進、③適正処理の推進とします。



鏡野町第2次総合計画

里づくりのスローガン(将来像)

ひとと自然にやさしい虹が広がる里

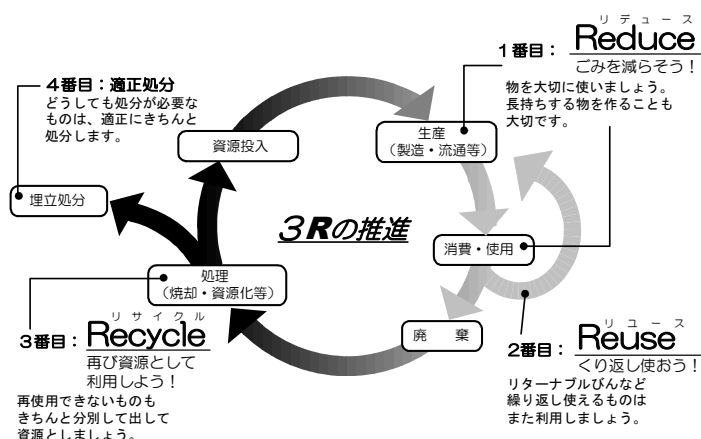
里づくりの基本方針

快適な生活環境の里づくり
(循環型社会の形成)



◇ごみ処理計画

ごみ処理の基本方針



① 排出抑制の推進〔第4節 排出抑制計画〕

ごみの発生・排出量を削減するため、2R(リデュース:ごみを減らす、リユース:繰り返し使用する)に積極的に取り組むものとします。

② 再生利用の推進〔第5節 再資源化計画〕

ごみ処理の広域化を進めるとともに、地域に密着したシステムにより効率的なりサイクル(再生利用)を推進するものとします。

③ 適正処理の推進〔第6節 ごみ処理計画〕

ごみ処理の広域化により、単独処理において処理困難性が高い可燃ごみや粗大ごみ等の適正処理を進め、有効利用と減量・減容化により最終処分物を削減していくものとします。また、焼却時の排熱を利用して発電し、地球温暖化防止に寄与するものとします。

図3-9 ごみ処理の基本方針

2 国及び岡山県の目標値

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

平成 30（2018）年 6 月 19 日に閣議決定された、国の第四次循環型社会形成推進基本計画に示される目標は、図 3-10 の通りです。

資源生産性＝GDP/天然資源投入量 2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）	家庭系食品ロス量 2030年度目標：2000年度の半減（2000年度実績433万トン）
入口側の循環利用率＝循環利用量/（天然資源等投入量＋循環利用量） 2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）	1人1日当たりのごみ排出量 2025年度目標：約850グラム/人/日
出口側の循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量 2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 2025年度目標：約440グラム/人/日
最終処分量（一般廃棄物） 2025年度目標：約3百万トン（2000年度から約70%減）	一般廃棄物最終処分場の残余年数 2022年度目標：20年分を維持

資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

図 3-11 第四次循環型社会形成推進基本計画における目標（抜粋）

(2) 第 4 次岡山県廃棄物処理計画の概要

第 4 次岡山県廃棄物処理計画（平成 29（2017）年 3 月）で示される、一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標について、表 3-5 に整理しました。

表 3-5 第 4 次岡山県廃棄物処理計画に示される目標（抜粋）

項目	一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標 （目標年度：平成32（2020）年度）
排出抑制	1人1日あたりの排出量※1を935グラムとすることを目指す。
	うち、家庭系ごみ排出量※2を500グラム/人・日とすることを目指す。
リサイクル	リサイクル率を32.7%とすることを目指す。
最終処分量の削減	最終処分量を86.5トン/日とすることを目指す。

※1 1人1日あたりの排出量＝収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量

※2 家庭系ごみ排出量＝生活系ごみ量－生活系資源ごみ量－集団回収量

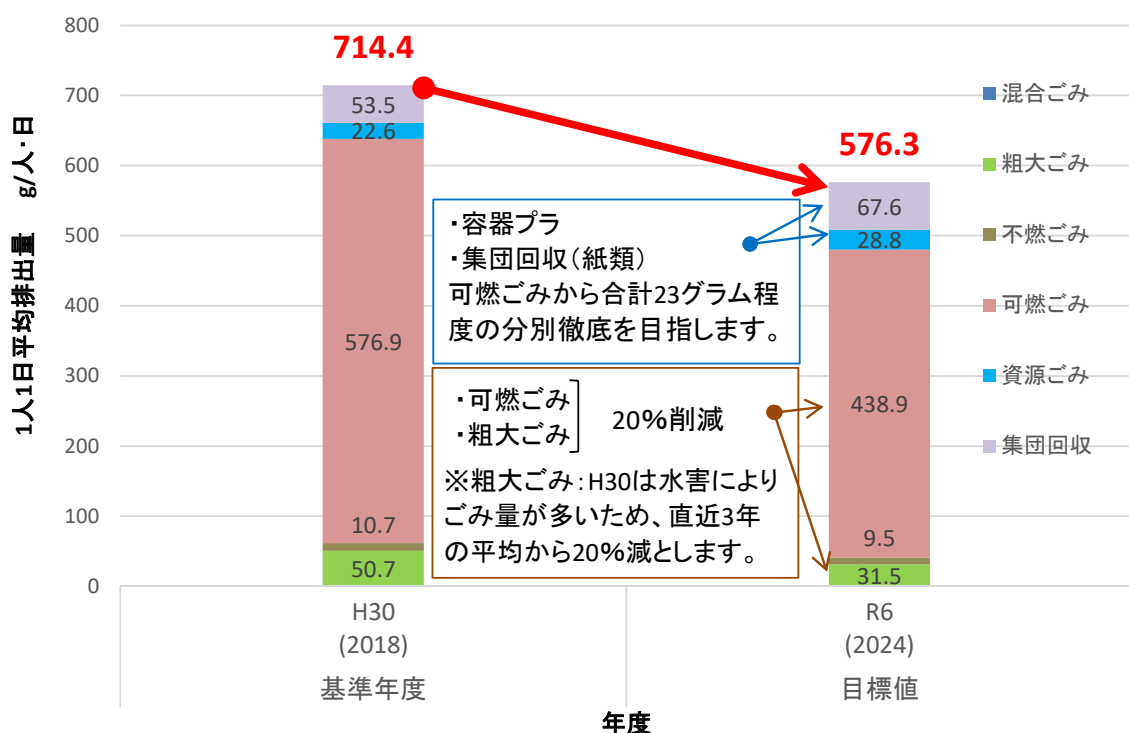
生活系ごみ：一般家庭から排出されるごみに集団回収を加えたごみ量

3 数値目標

(1) 生活系ごみの減量目標

生活系ごみの減量目標は1人1日平均排出量に設定するものとして、既定計画策定時（平成24（2012）年度）のごみ排出水準まで戻すことを前提に、可燃ごみ及び粗大ごみについて数値目標年度である令和6（2024）年度までに平成30（2018）年度実績値からの20%削減を目標とし、生活系ごみ全体では576グラム（年間排出量では、2,500トン程度）とすることを目指します。また、容器包装プラスチック及び主に集団回収に排出されている古紙類を可燃ごみから分別徹底を図ります。

《 1人1日平均排出量（グラム／人・日） 》



《 年間排出量（集団回収量含む）（トン／年） 》

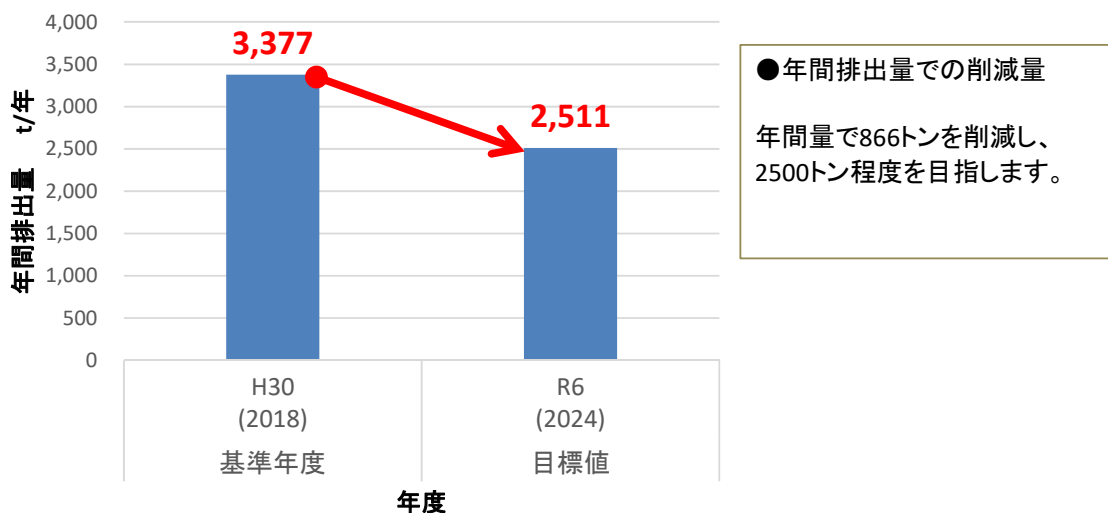


図 3-12 目標値（生活系ごみ）

(2) 事業系ごみの減量目標

事業系ごみでは 1 日平均排出量について、許可業者が収集運搬して排出されている可燃ごみを数値目標年度である令和 6（2024）年度までに実績値より 20%削減を目標とし、事業系ごみ全体では 0.56 トン（年間排出量では 200 トン程度）とすることを目指します。

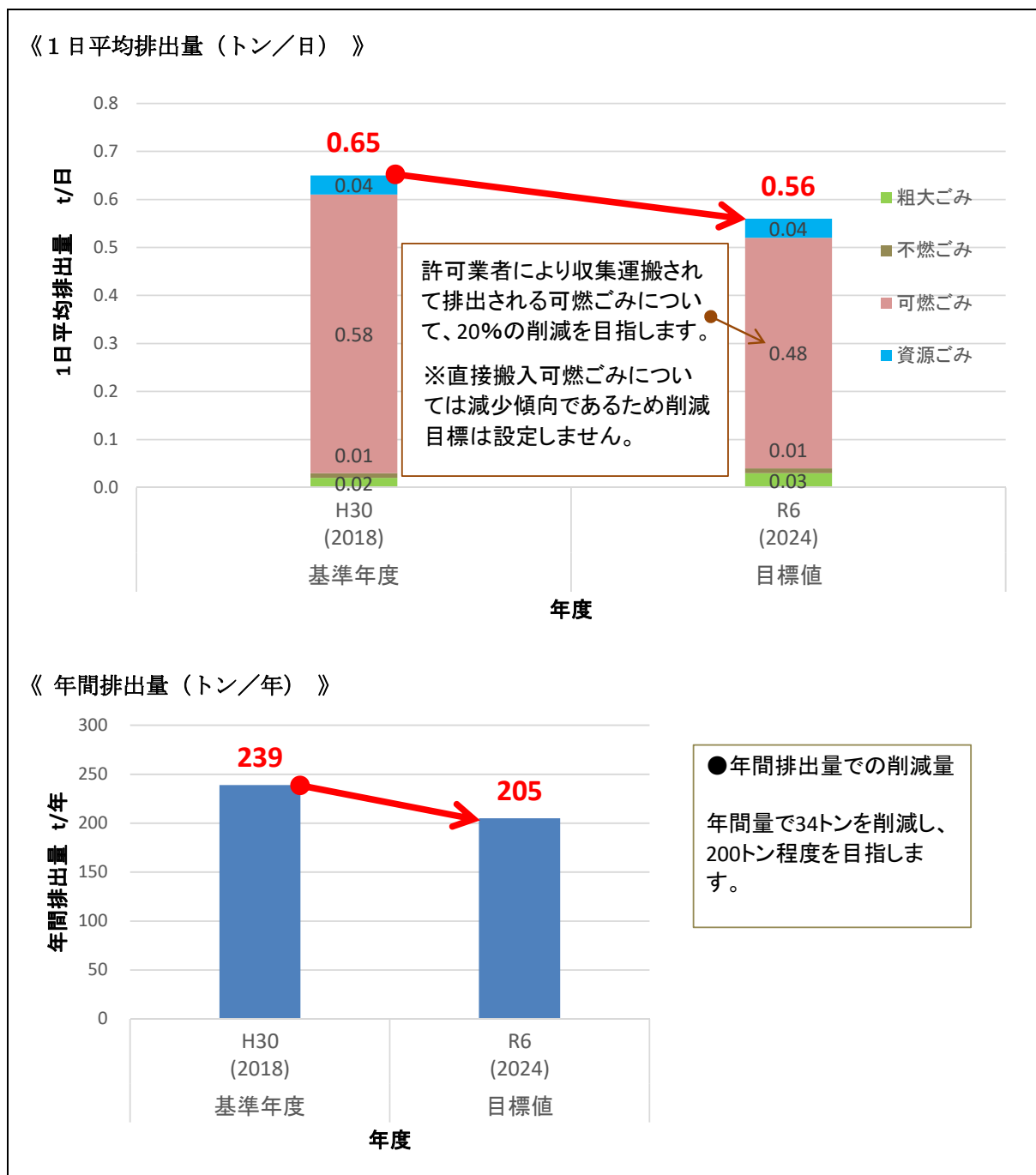


図 3 -13 目標値（事業系ごみ）

※ 1 人 1 日平均排出量、1 日平均排出量とは

生活系ごみあるいは事業系ごみも含めた年間排出量の合計を人口で除して 1 人 1 日平均排出量で示します。これを指標として他自治体等との比較を行います。人口の大小により年間ごみ量は異なりますが、これを人口 1 人あたりとすることで他の自治体と直接比較することができます。

人口の減少により年間ごみ量は減少しますが、1 人 1 日あたりを指標として目標値を設定する場合、住民 1 人ひとりの取組みが必要となります。

(3) ごみ排出量見込み（総括）

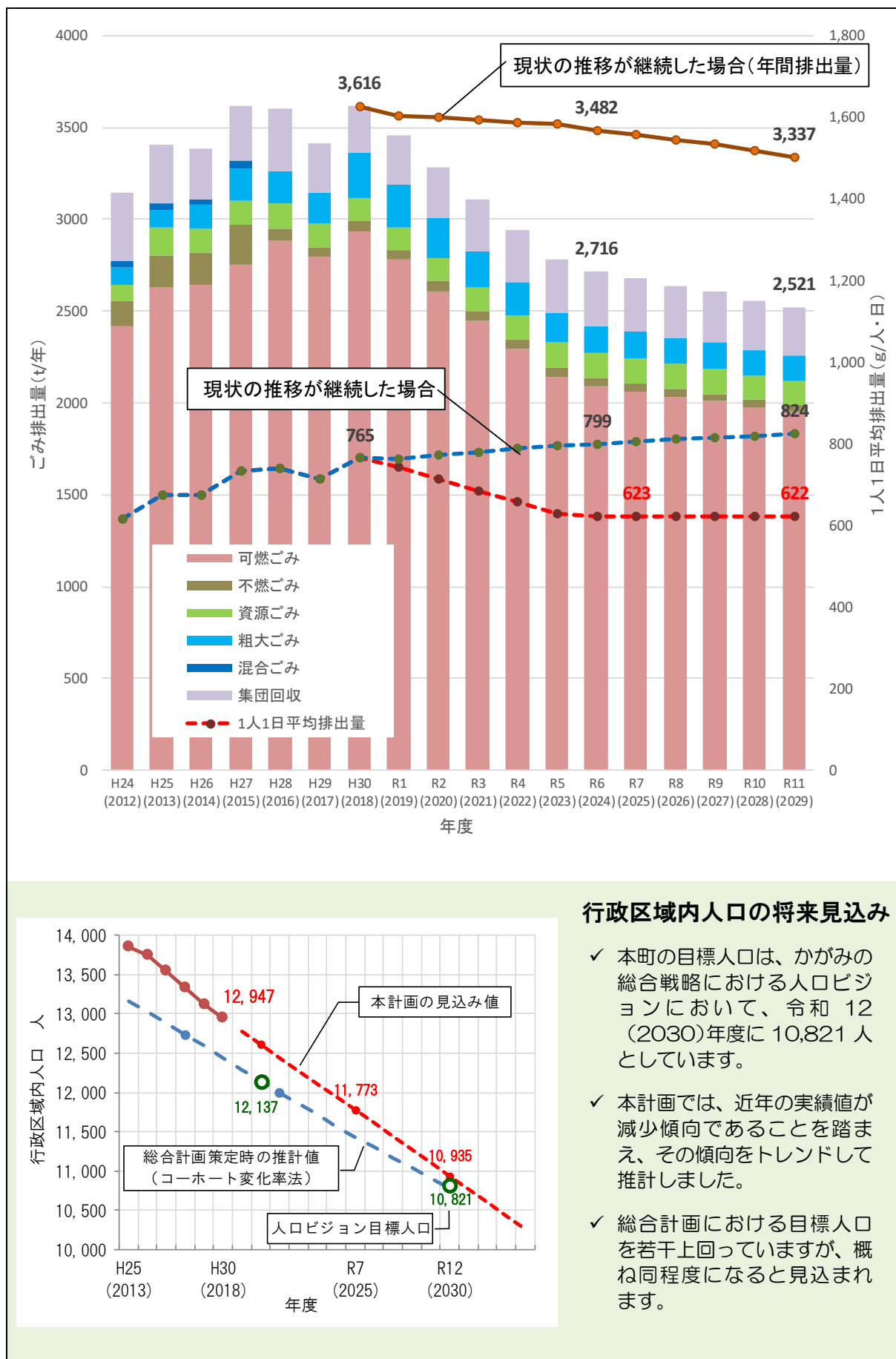


図 3-14 将来のごみ排出量の見込み（目標値を達成した場合）

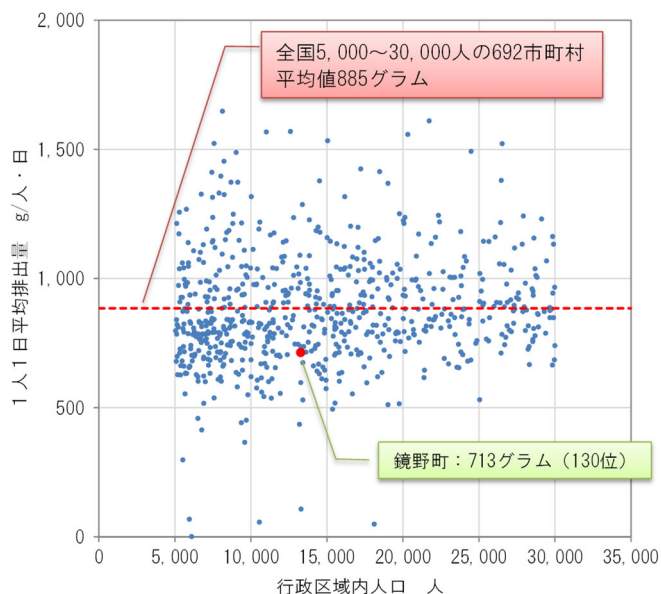
※津山圏域資源循環施設組合との比較

- ✓ 津山圏域資源循環施設組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28（2016）年 3 月）は、本町の前期計画を参考として作成されており、令和元（2019）年度のごみ排出量の見込み値（目標値）は 2,625 トンとされています。

※本計画におけるごみ排出量目標量の全国水準

◇全国水準

- ✓ 本町の平成 29（2017）年度における総排出量（3,414 トン）を、1 人 1 日平均排出量でみると 713 グラムとなります。
- ✓ この値は、平成 29（2017）年度実績において、全国 5,000～30,000 人の市町村（691 市町村）の中で少ない方から 130 番目（位）となります。
- ✓ ごみの減量を進めて 626 グラムとした場合、50 位以内とできます。



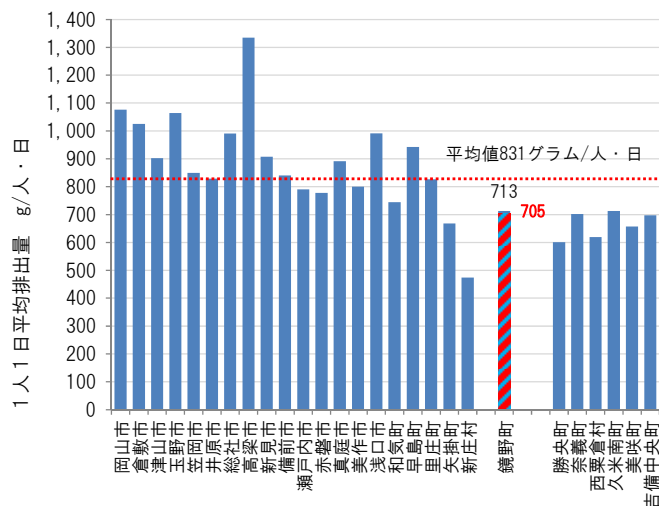
（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）

◇岡山県内水準

- ✓ 本町のごみ排出量は、岡山県他市町村との比較においても、現時点において 8 位（少ない方から）です。

環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」による本町の排出量は、集団回収の違い等により 705 グラムと表示されています。

ここでは、本計画に示す数値に置き換えて比較しました。



（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）

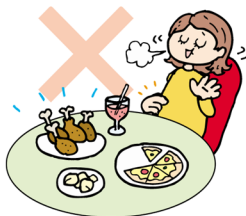
“もったいない”

目標:70グラム削減

可燃ごみのごみ出しまえにひと工夫！

- 食べ残されたり、手付かずのままごみ出しされている食品は5%程度あります。

排出量 10グラム



- ❖ 食事の量を良く考え、作り過ぎないようにしましょう。
- ❖ 作った料理は食べ残さない様にしたり、翌日のお弁当に利用しましょう。

⇒すべての家庭で取り組みましょう。

目標:10グラム削減

- 生ごみは可燃ごみの4～5割を占めています。
- 水分が多いと発電に回すエネルギーが小さくなります。

排出量 200グラム

※うち70%(140グラム)程度が水分です。

⇒水切りに取り組みましょう。ひと絞りで10%程度の水切り



- ❖ 調理くずは、生ごみ処理機器やコンポストなどを利用して堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。

- ❖ 生ごみは、三角コーナー等を用い、しっかり水切りを行いましょう。

⇒庭などのある家庭は、堆肥化に取り組みましょう。

(目標1割の家庭で取り組む)

目標:14グラム削減

目標:20グラム削減

- 分別すれば資源化できる新聞等の古紙類が可燃ごみに出されています。

排出量 120グラム

⇒ごみ分別は全町で取り組みましょう。

地域の資源回収に出しましょう。



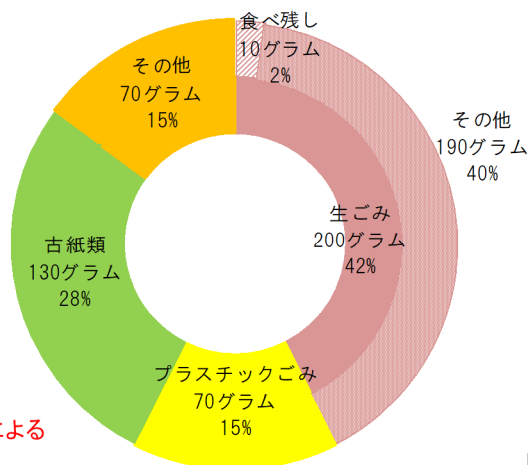
- ❖ 決められた分別に協力しましょう。
- ❖ 分別しないと再資源化できなくなります。

目標:25グラム削減

- ❖ 可燃ごみは、生ごみ、プラスチックごみ、古紙類、その他のものが排出されています。

- ❖ その中には、分別すれば資源化できる古紙類、堆肥化等により削減できる生ごみが多く排出されています。

✓ 具体的な割合は、類似自治体による調査結果を参考としています。



※目安となる目標量を示しています。

(4) リサイクル目標

リサイクルについては、広域処理体制により焼却残渣の資源化が開始されたことから今後は分別徹底による資源回収の充実を図るものとします。具体的には、分別収集開始から3年経つその他プラスチック製容器包装類、及び主に集団回収に排出されている古紙類について、可燃ごみからの分別徹底を推進することでリサイクル率向上を目指します。

以上から、本計画における新たなリサイクル目標は、現状の平成30（2018）年度におけるリサイクル率19.2%に対し、数値目標年度の令和6（2024）年度に24.0%まで向上させることとします。

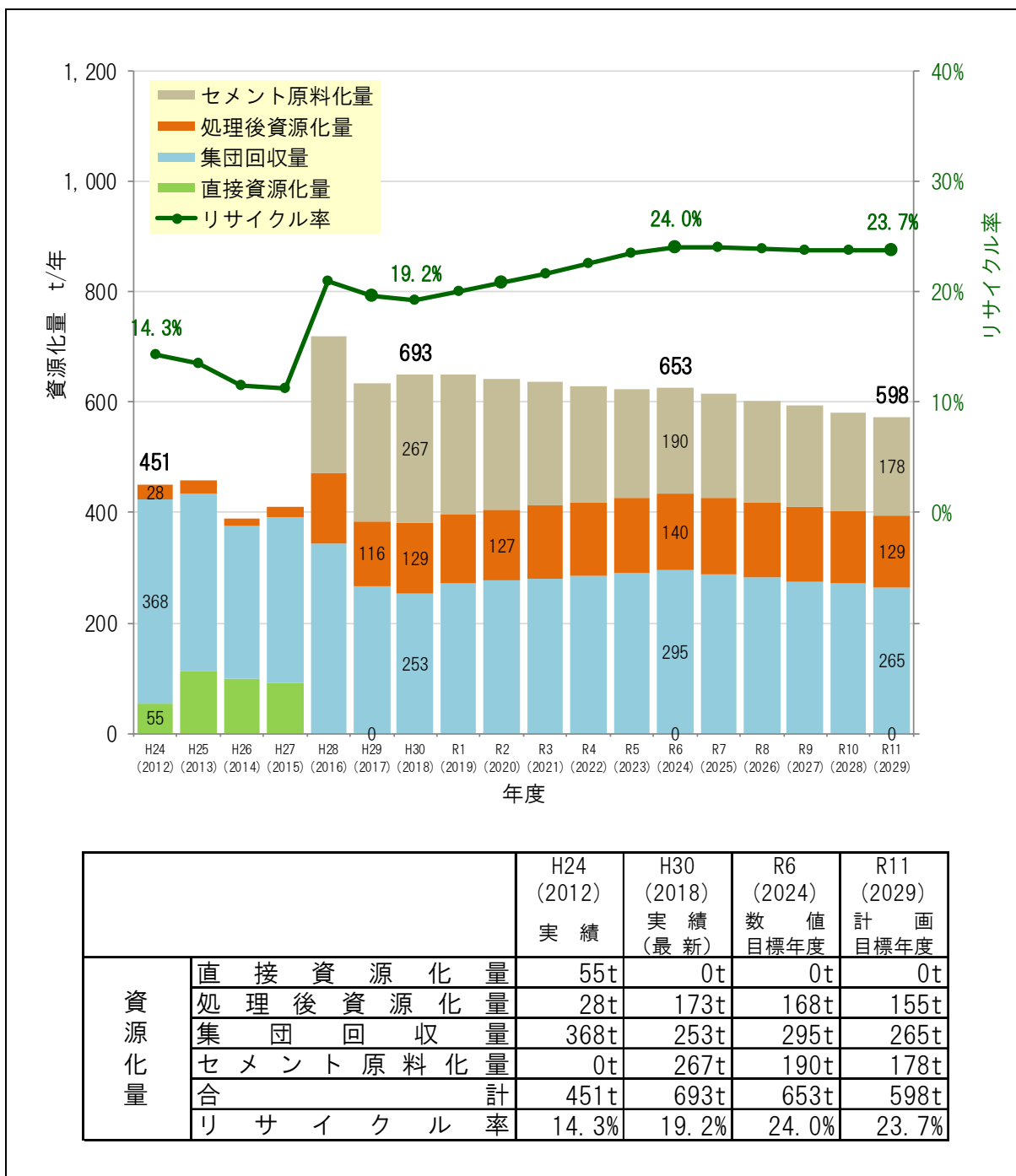


図 3-15 本計画におけるリサイクル目標値

(5) 最終処分目標

最終処分量の削減は、リサイクルの促進と同様に、広域処理体制により行います。

これまで埋立処分していた焼却残渣は、新たな広域処理施設の供用開始によりセメント原料化による有効利用が開始されたことで最終処分量は大きく削減されたところです。

今後は、現状の最終処分量が大きく増加しないよう努めるものとして、本計画における最終処分目標は、数値目標年度の令和 6（2024）年度において 152 トンとします。

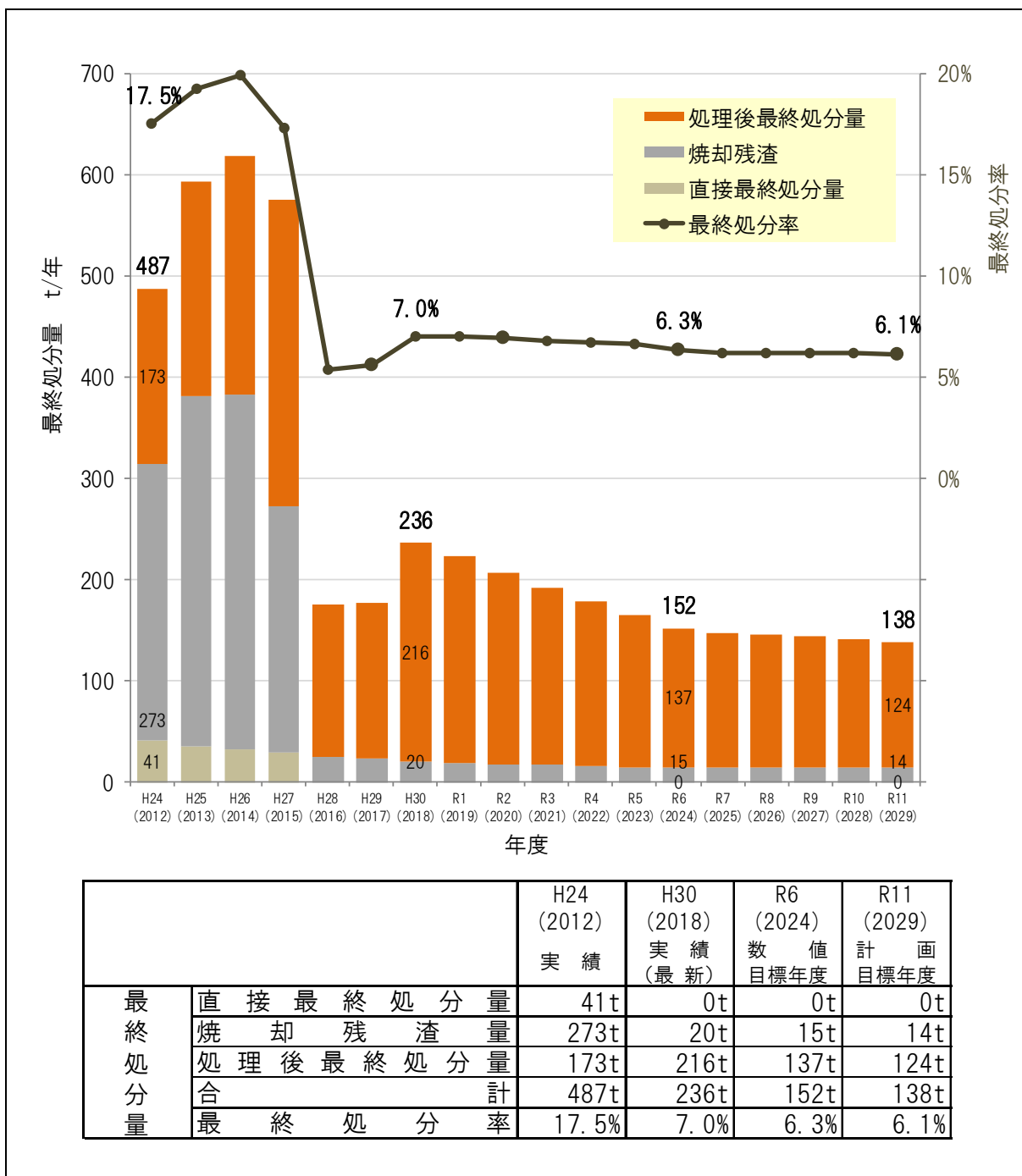
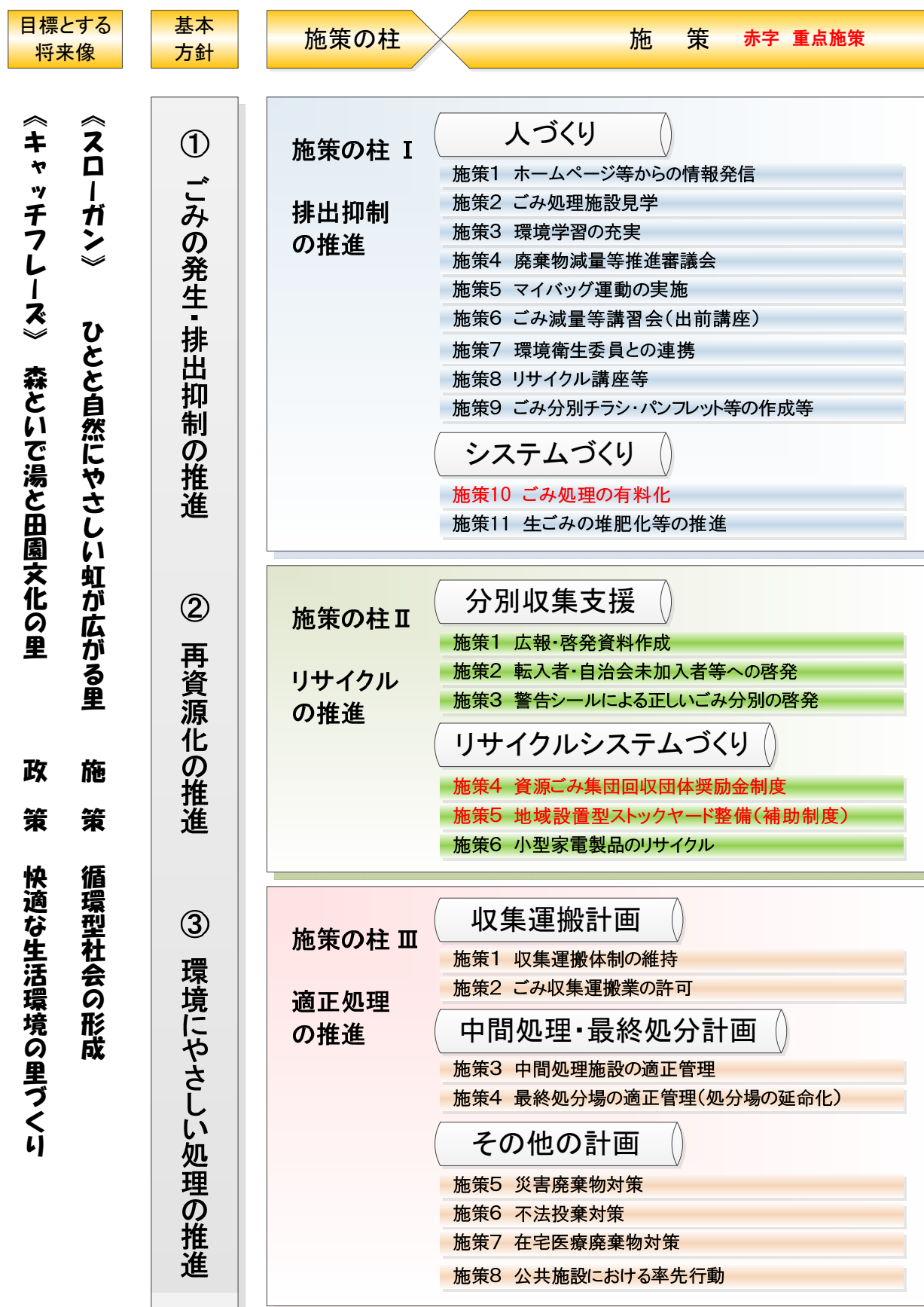


図 3-16 本計画における最終処分目標値

第3節 計画の体系



第4節 施策の柱Ⅰ 排出抑制の推進〔排出抑制計画〕

1 排出抑制施策の方針

- 排出抑制を進めるため、ごみの分別収集や排出抑制に取り組む住民・事業者を増やしていくものとします。
- 具体的な施策は、住民や事業者が取り組みを進めていくための支援として、「人づくり」や「システムづくり」となる施策を展開していくものとします。

2 排出抑制施策の体系

排出抑制に係る施策は、人づくり9施策、システムづくり2施策の合計11の施策について、継続、拡充、見直し、調査・検討の区分により展開していくものとします。

なお、ごみ処理の有料化については、重点施策とします。



ごみ排出抑制に取り組む人とは

生ごみ堆肥化容器等を活用し、可燃ごみの排出抑制に取り組む人や資源物の集団回収に取り組む団体など。

3 具体的施策

① 人づくり



施策1 ホームページ等からの情報発信

前期5ヵ年の実績

本町のホームページ、有線テレビ、広報を活用して以下の情報発信を行いました。

○ホームページ

生ごみ処理容器・機器の購入助成

収集日

小型家電の回収について（ボックス設置）

○有線テレビ

生ごみ処理容器・機器の購入助成

マイバッグ運動

9月 かがみのR



○広報

資源ごみ集団回収団体奨励金（年2回）

生ごみ処理容器・機器の購入助成（年2回）

マイバッグ運動

小型家電の回収について（ボックス設置）

3Rの推進 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
本町のホームページ、有線テレビ、広報を活用して定期的な情報発信を行います。 前期5ヵ年に引き続き、分別の啓発、3Rの推進等の情報発信を実施します。	住民・事業者 ホームページや有線テレビ等を活用して積極的に情報収集し、自らの活動に役立てましょう。	継続



施策2 ごみ処理施設見学

前期5ヵ年の実績

平成28（2016）年4月以降は、津山圏域クリーンセンター・リサイクルプラザで施設見学を実施しています。

ごみがどのように燃やされ発電されているか、また、ペットボトル・びん・缶などの資源ごみが分別される様子などが見学できます。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
ごみ処理の実態を住民に知っていただくため、幅広く住民が参加できるよう津山圏域資源循環施設組合の運営を支援します。 加えて、成人教育についても、取組んでいくため、公民館単位での施設見学等を推奨していきます。	住民 施設見学会や公民館活動に積極的に参加しましょう。 事業者 環境問題に適した施設を活用して、施設見学会を開催しましょう。	見直し





施策3 環境学習の充実

前期5ヵ年の実績

津山圏域クリーンセンター・リサイクルプラザは、平成28(2016)年4月運営開始以降、平成30(2018)年11月に来館者5万人を達成しました。

○リサイクルプラザ環境学習メニュー

ごみの歴史を学ぶ

環境にやさしい暮らしを学ぶ

環境のマークを学ぶ

持続可能な社会を学ぶ

持てるかな?のコーナー(アルミ缶・ペットボトルプレスの重さ当てクイズ等)



施策の方向(行政の役割)	住民・事業者の役割	区分
津山圏域クリーンセンター・リサイクルプラザでは、ごみ問題を通じたくらしの環境学習をテーマに、津山圏域クリーンセンター内外に及ぶ多種・多様な学習が実施されています。 幅広く住民が参加できるよう津山圏域資源循環施設組合の運営を支援します。	住民 環境学習体験に積極的に参加しましょう。 事業者 専門家を講師として派遣するなど、地域の活動に参加しましょう。	見直し



施策4 廃棄物減量等推進審議会

前期5ヵ年の実績

廃棄物減量等推進審議会では、これまでに以下の審議を行いました。

○平成26(2014)年度

一般廃棄物処理手数料に関する事

ごみの減量化の方策に関する事

ごみの再利用及び資源化事業の方策に関する事

その他ごみ処理に関する事

一般廃棄物処理基本計画の策定について

○平成30(2018)年度

ごみ袋料金の改定について

○令和元(2019)年度

一般廃棄物処理基本計画の見直しについて



施策の方向(行政の役割)	住民・事業者の役割	区分
住民、事業者、行政が一体となつてごみ問題について考えていくため、時事の問題について廃棄物減量等推進審議会の場で協議していきます。 住民や事業者の意見を踏まえ、効果的施策を検討します。	住民・事業者 積極的に意見を言いましょう。また、日常の問題など、行政への情報提供をお願いします。	継続



施策 5 マイバッグ運動の実施

前期 5 ヶ年の実績

町内の各地でマイバッグ運動（マイバッグの配布）を行いました。

- 平成 26 (2014) 年 10 月 15 日
マイバッグ運動 夢広場
- 平成 26 (2014) 年 11 月 1 日
マイバッグ運動 奥津振興センター
- 平成 28 (2016) 年 10 月 16 日
マイバッグ運動 上齋原文化センター
- 平成 29 (2017) 年 11 月 3 日
マイバッグ運動 白賀溪谷
- 平成 30 (2018) 年 11 月 3 日
マイバッグ運動 越畑ふるさと村
- 平成 30 (2018) 年度中



(資料：広報かがみの)

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
岡山県自治体が参加する「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」が主体となって毎月 10 日を「ノーレジ袋デー（マイバッグ持参推進日）」としてマイバッグ運動等を推進しています。 本町では、広報等にて定期的に掲載し、レジ袋の削減のための買い物袋持参を P R しています。また、スーパー等の店頭においてチラシ配りを行い、啓発しています。 今後も、引き続きマイバッグ持参の P R、マイバッグの配布等を実施します。	住民 買い物袋を持参し、レジ袋の配布を断りましょう。 販売事業者 レジ袋の無料配布を中止するなど、住民、行政の施策に協力しましょう。	継続



施策 6 ごみ減量等講習会（出前講座）

前期 5 ヶ年の実績

平成 28 (2016) 年津山圏域クリーンセンター稼働初期に各地区を巡回し、分別の啓発・減量についての講習会を実施しました。

近年、講習会の実施回数は減少傾向にあるものの、平成 30 (2018) 年度に新たな啓発用 DVD を制作し、婦人会・子供会に分別の啓発・減量についての出前講座を実施しています。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
地域の公民館活動等の支援のため、情報の提供や担当職員の派遣等を行っていきます。 子供たちから、親世代、大人たちへと広げていけるよう計画的に講習会（出前講座）を行います。	住民 講習会（出前講座）に積極的に参加しましょう。 事業者 専門知識を有する講師を派遣するなど、地域活動に参加しましょう。	継続



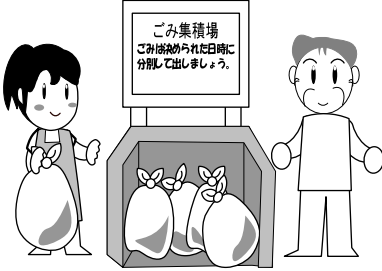


施策7 環境衛生委員との連携

前期5ヵ年の実績

本町は、環境衛生委員との連携を図るため、毎年、環境衛生委員総会、ごみ処理施設の視察研修、講演会・研修会等を行っています。

環境衛生委員には、各地区でごみ収集時の分別指導、未回収時の対応、不法投棄の監視、看板の設置、マイバッグ運動等にご協力いただいています。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
引き続き環境衛生委員と連携し、分別の徹底を図ります。 また、知識向上と連携のため、研修会等を定期的に行い、委員の育成を図ります。 	住民 推進員となり、地域での活動に積極的に参加しましょう。 事業者 地域の活動に協力しましょう。	継続



施策8 リサイクル講座等

前期5ヵ年の実績

リサイクル講座（体験イベント）等は、津山圏域クリーンセンター・リサイクルプラザで実施しています。



施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
津山圏域クリーンセンター・リサイクルプラザは、リサイクル講座等の啓発機能を有する施設です。多くの住民が参加できるよう津山圏域資源循環施設組合の運営を支援します。 また、本町においても公民館活動等においてリサイクルの啓発に取り組めます。	住民 いろんな講座に参加するなどして、ごみ排出抑制やリサイクル、さらにはリユース等に取り組みましょう。 事業者 行政が行う施策に協力しましょう。	見直し



施策 9 ごみ分別チラシ・パンフレット等の作成等

前期 5 ヶ年の実績

本町は、環境衛生委員との連携を図るため、毎年、環境衛生委員総会、ごみ処理施設の視察研修、講演会・研修会等を行っています。

○平成 27 (2015) 年度

ごみ分別・出し方ガイドブック作成 (随時修正を広報で掲載)

事業者向けチラシ作成

○平成 29 (2017) 年度

事業者向けチラシ改訂

○平成 30 (2018) 年度

ごみ分別啓発 DVD 作成

施策の方向 (行政の役割)	住民・事業者の役割	区分
平成 27 (2015) 年度に作成した、ごみ分別・出し方ガイドブックを改訂します。 ごみの分別の徹底を図るため、チラシ、パンフレット等の作成・配布を定期的に行う等、住民説明用資料等の作成を行っていきます。	住民・事業者 分別に協力するとともに、買い物において、過剰包装を断るなど、ごみをつくらない生活・事業活動にこころがけましょう。	継続 ・ 拡充



② システムづくり



施策 10 ごみ処理の有料化

〔重点施策〕

前期5ヵ年の実績

平成27(2015)年度、ごみ処理手数料（ごみ袋等）の統一を行いました。

可燃、不燃、プラ（ごみ袋）	45ℓ 200円／10枚 30ℓ 150円／10枚
粗大（シール）	200円／1シート（10枚）

令和元（2019）年度、容器包装プラスチック類の分別を促進するため、ごみ処理手数料（ごみ袋等）の改定を行いました。

可燃、不燃（ごみ袋）	45ℓ 250円／10枚 30ℓ 200円／10枚
プラ（ごみ袋）	45ℓ 150円／10枚 30ℓ 100円／10枚
粗大（シール）	250円／1シート（10枚）

施策の方向（行政の役割）	住民の役割	区分
ごみ処理手数料改定の効果を検証し、適正価格について継続して調査・検討を行います。 令和元（2019）年10月に改定を実施したことから、当面の間、ごみ処理手数料（ごみ袋等）の改定は予定していません。	住民 ごみ処理の有料化の目的等を理解し、ごみ減量や分別徹底、再資源化などに積極的に取組みましょう。	調査・検討



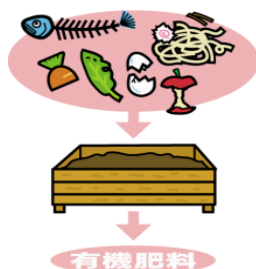
施策 11 生ごみの堆肥化等の推進

前期5ヵ年の実績

生ごみ処理機等購入費補助事業は、年間20基から50基程度の実績で推移しています。

年度	処 理 機		処 理 容 器		合 計	
	件数 (基)	交付額 (円)	件数 (基)	交付額 (円)	件数 (基)	交付額 (円)
平成27(2015)年度	15	444,500	26	94,700	41	539,200
平成28(2016)年度	15	421,500	37	132,800	52	554,300
平成29(2017)年度	5	147,900	12	50,600	17	198,500
平成30(2018)年度	11	311,200	11	36,200	22	347,400

施策の方向（行政の役割）	住民の役割	区分
取組みの普及率を高めるため、ごみ処理の有料化制度との関連から補助金の見直しを検討します。 加えて、処理機的使用方法について講習会を開催し、住民への啓発を積極的に行っていくとともに、堆肥の公園等での利用についても検討します。	住民 町の補助制度を活用して生ごみの堆肥化に取り組みましょう。 事業者 食品リサイクル法に基づく処理を行いましょう。	調査・検討



第5節 施策の柱Ⅱ 再生利用の推進〔再資源化計画〕

1 再生利用施策の方針

-  ごみのリサイクルを推進するため、住民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組むものとします。
-  具体的な施策は、住民や事業者が取り組みを進めていくための支援として、「**分別収集の支援**」や「**リサイクルシステムづくり**」となる施策を展開していくものとします。

2 再生利用施策の体系

再生利用の促進に係る施策は、分別収集支援3施策、リサイクルシステムづくり3施策の合計6つの施策について、継続、拡充の区分により展開していくものとします。

なお、資源ごみ集団回収団体奨励金制度、地域設置型ストックヤード整備（補助制度創設）については、重点施策とします。

分別収集支援

分別収集に取り組む人を増やしていきます。

- | | | |
|--------------------------|----|----|
| → 施策1 広報・啓発資料作成 | 継続 | 拡充 |
| → 施策2 転入者・自治会未加入者等への啓発 | 継続 | |
| → 施策3 警告シールによる正しいごみ分別の啓発 | 継続 | |

リサイクルシステムづくり

ごみの資源化に取り組む人を支援します。

- | | | |
|----------------------------|------|----|
| → 施策4 資源ごみ集団回収団体奨励金制度 | 重点施策 | 継続 |
| → 施策5 地域設置型ストックヤード整備（補助制度） | 重点施策 | 継続 |
| → 施策6 小型家電製品のリサイクル | 継続 | 拡充 |

3 具体的施策

① 分別収集の支援



施策1 広報・啓発資料作成

前期5ヵ年の実績

ごみ分別・出し方ガイドブックを作成しました。
啓発用DVDを作成しました。
広報誌・DVDを活用し、分別方法の周知を図りました。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
ごみを正しく分けることの必要性を示した啓発資料を作成するとともに、環境衛生委員の協力を得て啓発していきます。 ごみ分別・出し方ガイドブックを改訂し、わかり分り易い資料とします。	住民・事業者 正しいごみ分別を行いましょう。	継続・拡充



施策2 転入者・自治会未加入者等への啓発

前期5ヵ年の実績

転入者へは、事務手続きの際に窓口で、ごみの分別・出し方について説明を行っています。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
賃貸住宅居住者は、自治会に加入していない場合があるため、引き続き転入等の事務手続き時において、窓口での説明等を行います。	住民・事業者 ごみ出しは、決められた方法で正しく分けて排出しましょう。	継続



施策3 警告シールによる正しいごみ分別の啓発

前期5ヵ年の実績

分別ができていないものや、指定袋に入っていないものに対し、理由を明記した警告シールを貼り残置しています。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
正しいごみ分別を進めるため、ステーションに排出された生活ごみに異物が混入しているものや指定袋に入っていないなど、ごみ出しルールが守られていないごみは、引き続きステッカーを貼りステーションに残置するなどにより啓発します。	住民・事業者 住民・事業者は、指定された方法で分別排出しましょう。 排出ステーションは地域のみなさんで管理しましょう。	継続

② リサイクルシステムづくり



施策4 資源ごみ集団回収団体奨励金制度

〔重点施策〕

前期5ヵ年の実績

毎年、約30団体が集団回収を実施しています。回収量は減少傾向です。

登録団体数 39団体（1度も申請のない5団体を含む。）

年度	申請団体数 (団体)	回収量 (t)	交付額 (円)
平成27(2015)年度	32	299	1,363,594
平成28(2016)年度	31	343	1,570,611
平成29(2017)年度	31	268	1,210,106
平成30(2018)年度	29	253	1,140,076

◆奨励金制度

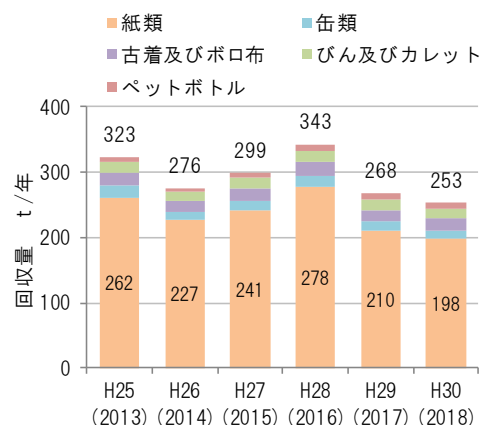
- ・平成22(2010)年度開始

◆交付対象

- ・鏡野町内に活動拠点を持つ団体であること
- ・地域社会に貢献できる性格を持っていること
- ・営業を目的としない団体であること ほか

◆対象物と奨励金（単価）

- ・紙類(新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック) 5円/kg
- ・缶類(スチール及びアルミ缶) 5円/kg
- ・布類(古着及びボロ布) 2円/kg
- ・びん類(びん及びカレット) 2円/kg
- ・ペットボトル 2円/kg



施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
資源回収は日本固有のシステムであり、地域のコミュニティの醸成や資源回収量の増加に寄与できるばかりか、将来のごみ排出者である子供の環境教育の場としても期待できます。 奨励金制度を継続し、回収団体、回収量の増加を図ります。	住民 町の奨励金制度を活用して資源物の再生利用に取り組みましょう。 事業者 分別を徹底し、廃品業者に直接搬入するなど自ら取組みを進めましょう。	継続





施策5 地域設置型ストックヤード整備（補助制度）

〔重点施策〕

前期5ヵ年の実績

平成29（2017）年度、平成30（2018）年度の実績は0件でしたが、令和元（2019）年10月現在、1件の申請があります。

年度	整備件数 （件）	交付額 （円）
平成27（2015）年度	2	77,000
平成28（2016）年度	2	597,000
平成29（2017）年度	0	0
平成30（2018）年度	0	0



◆補助金制度

- ・平成27（2015）年度開始

◆交付対象

- ・ストックヤードの新設、増設
- ・既存ストックヤードの改造及び改築
- ・既存ストックヤードの修繕
- ・既存ストックヤードの移設
- ・既存ストックヤードの統合

◆交付要綱

食糧費、登録団体及び関係地区住民の労務賃金、用地取得費、備品購入費（ストックヤード本体が備品の場合を除く。）を除く経費の2分の1以内、既存の施設が自然災害で新設、修繕する場合は3分の2以内で上限額は30万円とする。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
古紙類等は、集団回収を活用することで行政が関与することなく有効利用でき、町の財政負担の軽減にもつながります。 地域で設置・管理するストックヤードの整備に関する助成制度を継続し、住民の排出機会を増やし、回収量の増加を図ります。	住民 集団回収を積極的に活用しましょう。	継続



施策6 小型家電製品のリサイクル

前期5ヵ年の実績

役場及びペスタロッツ館の2カ所に小型家電回収ボックスを設置しています。平成29（2017）年度の回収量は90キログラムでしたが、平成30（2018）年度には「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に関連し、各小中学校、保育園、幼稚園に一定期間回収ボックスを設置したことにより、回収量は840キログラムに増加しました。

小型家電の回収量は増加傾向にあることから、令和元年度新たに、奥津、上齋原、富振興センターに回収ボックスを設置しました。



施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
小型家電の回収量は増加傾向にあり、回収ボックス設置の効果が見られます。 今後も、住民の利用状況に合わせ、回収ボックスの増設を検討します。	住民 小型家電回収ボックスを積極的に活用しましょう。	継続 ・ 拡充

第6節 施策の柱Ⅲ 適正処理の推進〔ごみ処理計画〕

1 適正処理施策の方針

🌈 ごみの収集から処理・処分までの間において、住民の利便性と処理の効率性を考慮しながら、適正処理を推進します。

🌈 具体的な施策は、行政の責務として行う「**収集運搬**」、「**中間処理**」、「**最終処分**」に関する施策を展開していくものとします。

2 適正処理施策の体系

適正処理に係る施策は、収集運搬計画、中間処理計画、最終処分計画、その他の計画について展開していくものとします。

収集運搬計画

- 施策1 収集運搬体制の維持 見直し
- 施策2 ごみ収集運搬業の許可 見直し

中間処理・最終処分計画

- 施策3 中間処理施設の適正管理 新規
- 施策4 最終処分場の適正管理(処分場の延命化) 新規

その他の計画

- 施策5 災害廃棄物対策 継続 拡充
- 施策6 不法投棄対策 継続
- 施策7 在宅医療廃棄物対策 継続
- 施策8 公共施設における率先行動 継続

3 処理主体

本町から排出されるごみについて、排出者別に排出から処理・処分に至る工程ごとの処理主体は、表3-6のとおりとします。

基本的に、ごみの収集運搬は、家庭から排出されるごみについて本町（委託を含む）が、事業所から排出されるごみについては事業者あるいは、収集運搬許可業者が行うものとします。

また、施設に搬入されたごみの処理・処分は本町が責任をもって行うものですが、ごみ処理の広域化による効率化を図るため、津山圏域資源循環施設組合により行うものとします。

表3-6 処理方法と処理主体

区 分	排 出	収集運搬	中間処理・最終処分
生活系ごみ (集団回収を除く)	住 民	鏡野町 (委託)	鏡野町 (津山圏域資源循環施設組合)
事業系ごみ	事業者	事業者 (許可)	

4 収集運搬計画

① 収集運搬の方法

本町域から排出されるごみのうち、生活系ごみは本町が収集・運搬を行うものとし、対象とする地域は本町全域とします。具体的な方法は、ステーション方式を基本とし、収集・運搬形態は、現状どおり委託により行っていくものとします。

一方で、事業系ごみは、事業者自らの責任による処理を原則とするため、収集・運搬については事業者自らが行うか、本町が許可する収集運搬業者によるものとします。また、津山圏域資源循環施設組合に本町分として搬入できる事業系一般廃棄物は、本町域に所在する事務所等から排出されたものとします。

② 収集運搬の量（生活系ごみ）

将来の収集・運搬量は、図3-16のとおりとします。将来の収集・運搬量は、ごみ発生排出削減を進め、令和6（2024）年度において合計2,062トンと見込みます。

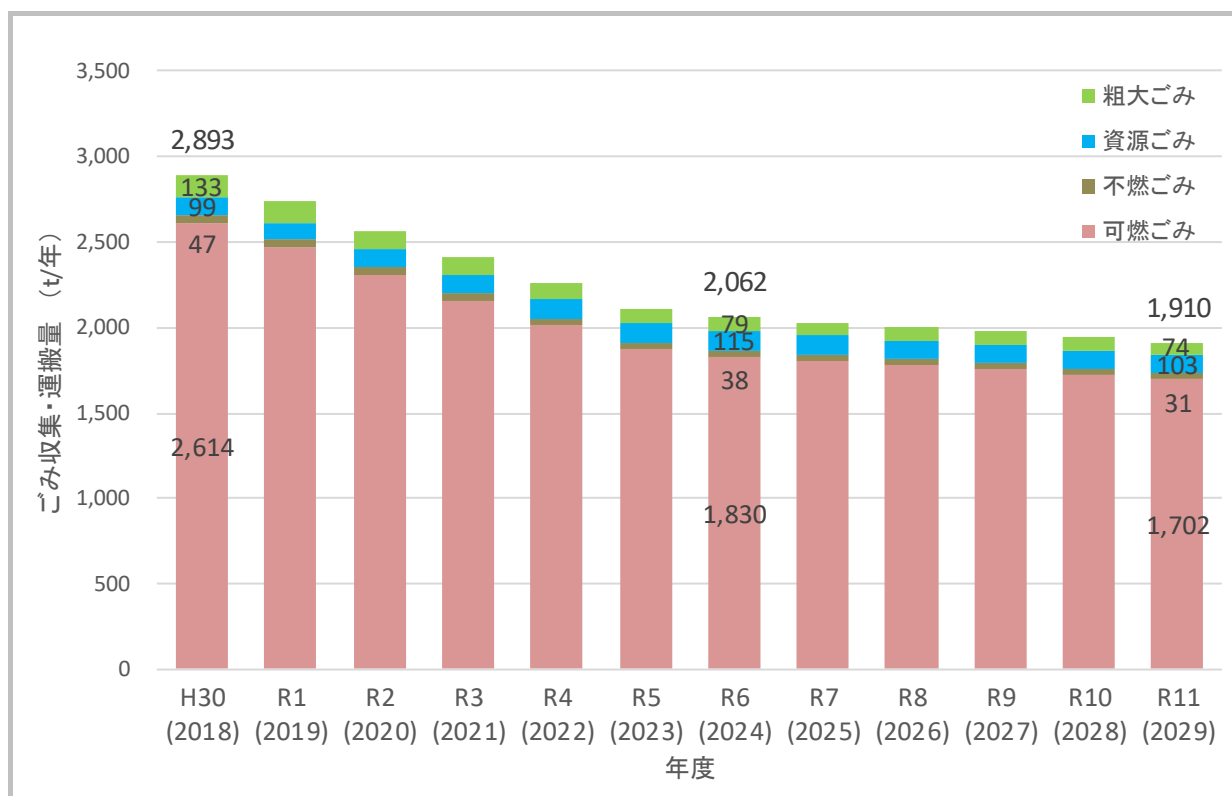


図3-17 収集・運搬量の見込み

③ 収集運搬に関する施策



施策 1 収集運搬体制の維持

前期 5 ヶ年の実績

ごみの分別は、津山圏域資源循環施設組合の統一した区分に変更しました。

本町全域の収集頻度を統一しました。

分別区分の変更、処理施設の遠方化に伴う住民サービスの低下を防止するため、直営収集分を全量委託収集へ移行しました。また、許可業者収集運搬制度を導入しました。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
津山圏域クリーンセンターでの処理が開始されたことに伴い、住民サービスの維持と効率化のため、収集運搬体制の強化を図りました。 現在は、ごみ処理体制の変更による過渡期にあり、ごみの排出量は安定していません。今後の排出傾向を検証し、引き続き住民サービスの維持に努めます。 また、さらなる収集運搬体制の効率化について検討していきます。	住民 決められた方法でごみ分別、ごみ出しを行いましょう。	見直し



施策 2 ごみ収集運搬業の許可

前期 5 ヶ年の実績

ごみ収集運搬業の許可制度を導入し、現在 11 事業者に許可しています。なお、許可にあたっては、廃棄物処理法、各関係法令及び町の策定した許可基準に基づき業者選定を行っています。

施策の方向（行政の役割）	事業者の役割	区分
今後も、廃棄物処理法、各関係法令及び町の策定した許可基準に基づき業者選定を行い、適正処理の推進を図ります。 なお、必要以上に許可を与えることは、過当競争を招き、適正な価格を維持できなくなる恐れがあることから、基本的には現状の体制を維持し、新たな許可は、町内のごみ排出量に応じて検討することとします。	事業者 決められた方法でごみ出ししましょう。 自らが運搬できない場合は、本町が許可する業者に委託しましょう。	見直し



5 中間処理・最終処分計画

① 中間処理・最終処分の方法

本町域から排出されるごみの中間処理、最終処分は、基本的に本町が加入する津山圏域資源循環施設組合により行うものとします。

② 中間処理量・最終処分場

将来の中間処理量、最終処分量は、図3-17のとおりとします。

将来の中間処理量は、ごみ発生排出削減を進め、令和6（2024）年度において合計2,421トン、同様に最終処分量は152トンと見込みます。

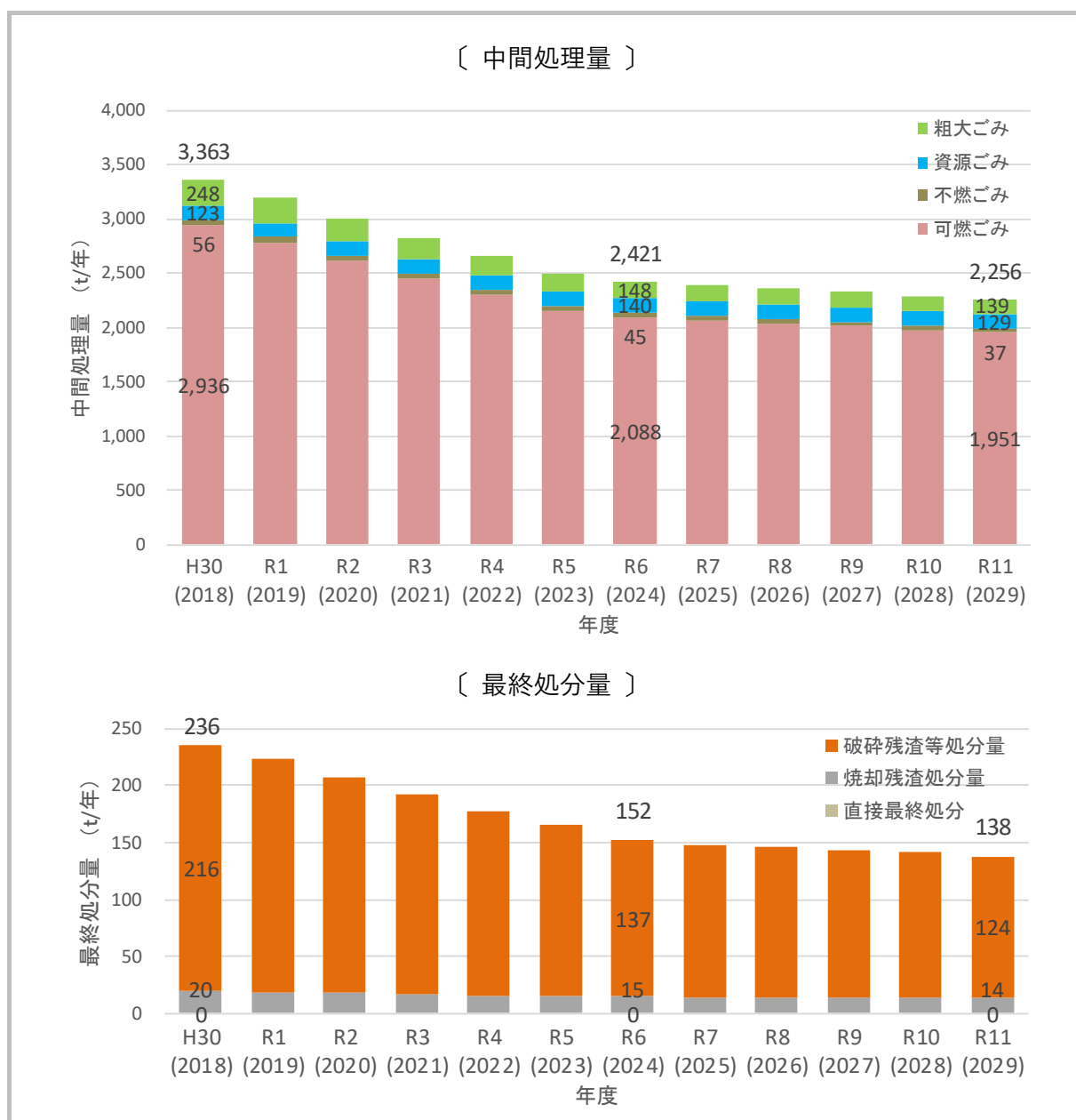


図3-18 中間処理量・最終処分量の見込み

③ 中間処理・最終処分に関する施策



施策3 中間処理施設の適正管理

前期5ヵ年の実績

平成28(2016)年3月津山圏域クリーンセンターが供用を開始しました。

津山圏域クリーンセンターは、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場で構成しています。特に、熱回収施設は発電施設を有し、温室効果ガスの削減にも寄与するものです。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
津山圏域クリーンセンターの熱回収施設が安定した発電を行うためには、安定した施設の稼働が不可欠です。 異物の混入等により、施設の停止を招かぬよう、分別の徹底を啓発します。 	住民・事業者 決められた方法でごみ分別、ごみ出しを行いましょう。 リサイクル施設や啓発施設を積極的に活用しましょう。	新規



施策4 最終処分場の適正管理（処分場の延命化）

前期5ヵ年の実績

平成28(2016)年4月以降、本町から排出したごみの最終処分物は、津山圏域クリーンセンターの最終処分場で埋め立てを行っています。

北部衛生クリーンセンターの最終処分場については、廃止手続きを行っています。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
最終処分場は、容量に限りのある施設です。現在の処分場がいっぱいになると、新たな場所に、新たな施設を整備する必要があります。 ごみ排出量の削減、分別の徹底による資源物の有効利用を促進し、最終処分量の削減、最終処分場の延命化を図ります。  	住民・事業者 ごみの排出削減に努め、決められた方法でごみ分別、ごみ出しを行いましょう。	新規

6 その他の計画



施策5 災害廃棄物対策

前期5ヵ年の実績

平成26(2014)年5月に「鏡野町地域防災計画」を策定し、平成29(2017)年1月に修正を行っています。

平成30(2018)年7月豪雨災害では、災害廃棄物(土砂、流木)の仮置き場を、杉(土砂)、箱(流木)、小座(土砂)に設置しました。

災害発生時に、本町から発生する災害廃棄物の受け入れ体制について、津山圏域クリーンセンターと調整を行っています。

施策の方向(行政の役割)	住民・事業者の役割	区分
平成30(2018)年7月豪雨災害による経験を踏まえ、令和2(2020)年度に「災害廃棄物処理計画」を策定する予定です。 災害時には状況に応じ、岡山県、近隣市町、関係業者へも応援依頼が必要となるため、関係機関との連携体制を構築していくものとしします。 	住民・事業者 災害時はごみが散乱しないように注意し、ごみの速やかな回収のため本町等の行う収集運搬や適正処理に協力しましょう。	継続・拡充

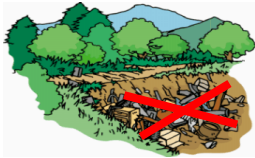


施策6 不法投棄対策

前期5ヵ年の実績

環境衛生委員の協力のもと、不法投棄防止看板の設置を行いました。

不法投棄の多い場所へ定期的なパトロールを行っています。

施策の方向(行政の役割)	住民・事業者の役割	区分
不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や定期的なパトロールを実施するとともに、環境衛生委員と協力して防止看板の設置を行うなど、ごみを捨てにくい環境をつくりまします。 また、警察等関係機関と連携して、不法投棄防止を図ります。 	住民・事業者 不法投棄は犯罪です。ごみは決められた方法で分別、ごみ出しを行いましょう。 また、不法投棄を発見した場合は本町あるいは警察に通報しましょう。	継続



施策 7 在宅医療廃棄物対策

前期 5 ヶ年の実績

平成 28 (2016) 年度以降、本町から排出するごみは、津山圏域クリーンセンターで処理していますが、津山圏域クリーンセンターにおいても在宅医療廃棄物の受け入れは行っていません。

施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
家庭から排出される在宅医療廃棄物には、患者自らが行う医療処置において感染性のもの（注射針など）が含まれている可能性があります。 本町では、医療機関等との連携を図り、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省）に従い、その適正処理を推進していくものとします。	住民・事業者 感染性廃棄物が発生した場合は、医療機関あるいは本町に相談し、適正処理に努めましょう。	継続



施策 8 公共施設における率先行動

前期 5 ヶ年の実績

公共施設では、家庭と同様に分別に取り組んでいます。

古紙は、裏紙として利用できるものとできないものを区分し、ごみの減量と再資源化を進めています。



施策の方向（行政の役割）	住民・事業者の役割	区分
公共施設において、家庭と同様にごみの分別を行い、減量化と資源化に努めます。職員は、日頃からごみの減量、資源化の意識高揚に努めるとともに、環境配慮型製品の購入など、無駄のない事業を行うものとします。 加えて、公共施設から排出するごみ、イベントにおいて排出されるごみについては、事業者のごみ減量や資源化の取組みを促進できるよう、適正処理・処分を行うものとします。	住民・事業者 公共施設等を利用する折のごみ出しは、決められた方法で行いましょう。	継続

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

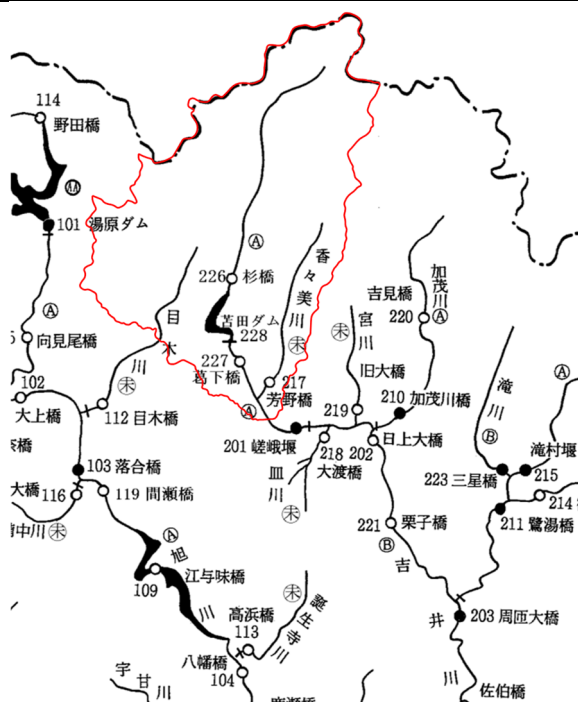
1 水環境の状況等

吉田ダムは吉井川の上流に位置し、治水及び、上水、工業用水、灌漑用水、流水の正常な機能維持、発電等の利水を目的に建設されました。また、ダム湖である奥津湖は、周辺地域とあわせ、観光資源と位置づけられています。

また、吉井川は水質環境基準の類型指定が設定されており、上流側はA類型、中・下流側はB類型となっています。

河川等の水質は、有機物汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）をみると、全ての測定地点で環境基準値を達成しています。

水域名		地点名	市町村	水質（ＢＯＤ：75%値）（mg/L）					環境基準値 （mg/L）	
				H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)		
吉井川 水域	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	0.9	1.0	1.0	1.0	1.2	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝大橋	赤磐市	1.6	1.0	1.4	1.2	1.4	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	0.8	1.1	0.8	0.8	0.8		
	加茂川	加茂川橋	津山市	0.9	0.7	1.4	0.8	0.8	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	1.0	0.9	0.8	1.2	1.4	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.4	1.1	1.0	1.2	1.4	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	0.9	1.0	1.2	1.0	1.4	○	2以下
	金剛川	宮橋	和気町	0.7	1.0	0.6	0.6	0.9	○	2以下



※環境基準値とは

- 国においては、健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「環境基準値」を定めています。
- 河川水質の環境基準は、水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）等について水域ごとに定められています。
- BODは、有機物質などが酸化・分解される際に消費される酸素量を示すもので、有機物汚濁の指標とされ、値が高くなるにつれ汚濁していることを示します。なお、湖沼では化学的酸素要求量（COD）が対象となります。

（資料：「平成29（2017）年度公共用水域の水質測定結果について」岡山県）

図4-1 吉井川水系の水質

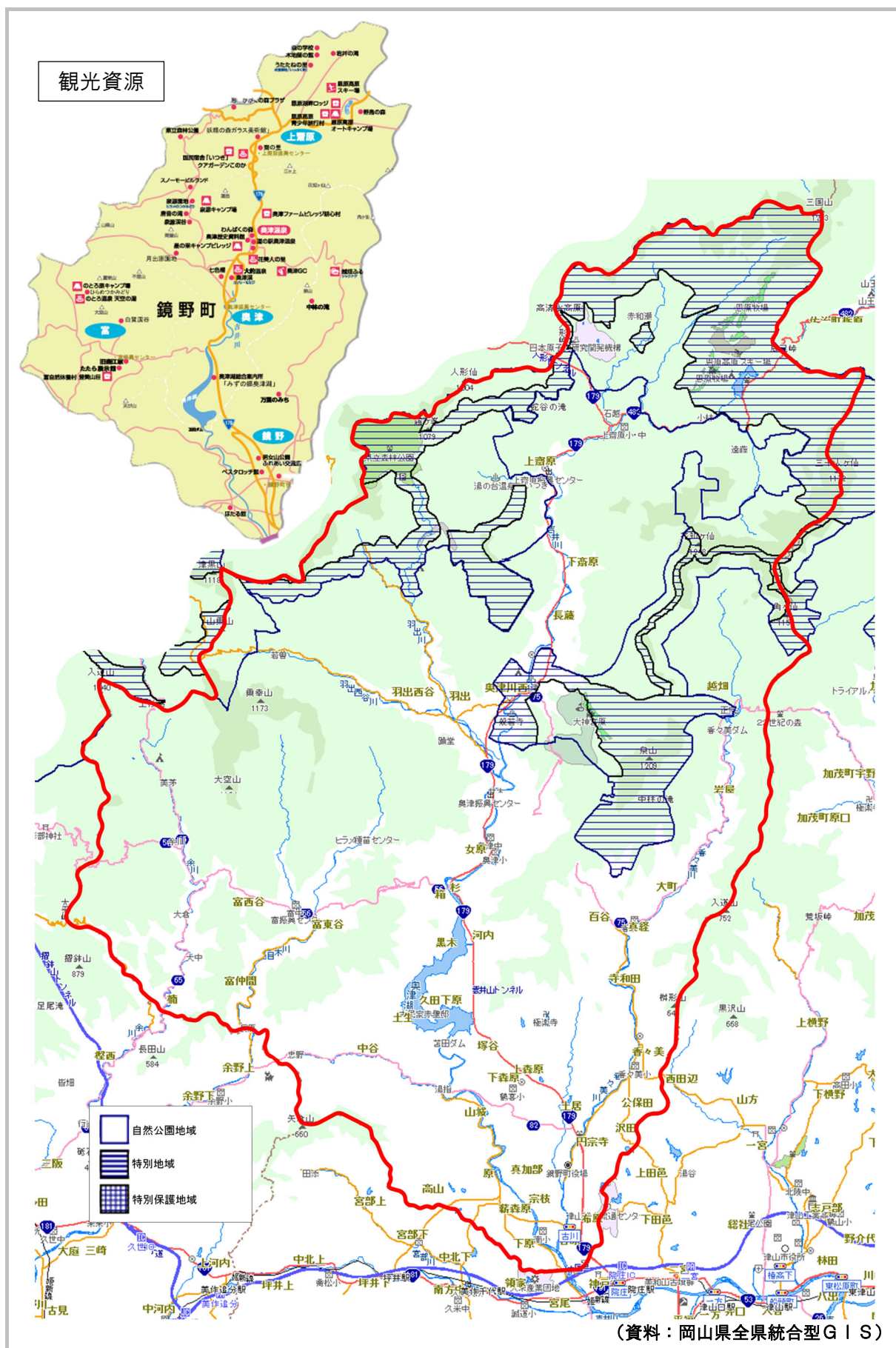


図 4-2 自然公園の地域等

2 生活排水処理の流れ

本町管内で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により処理しています。

真庭市のし尿処理施設旭水苑では、発生する汚泥を堆肥原料とし、津山圏域汚泥再生処理センターでは助燃材として有効利用しています。

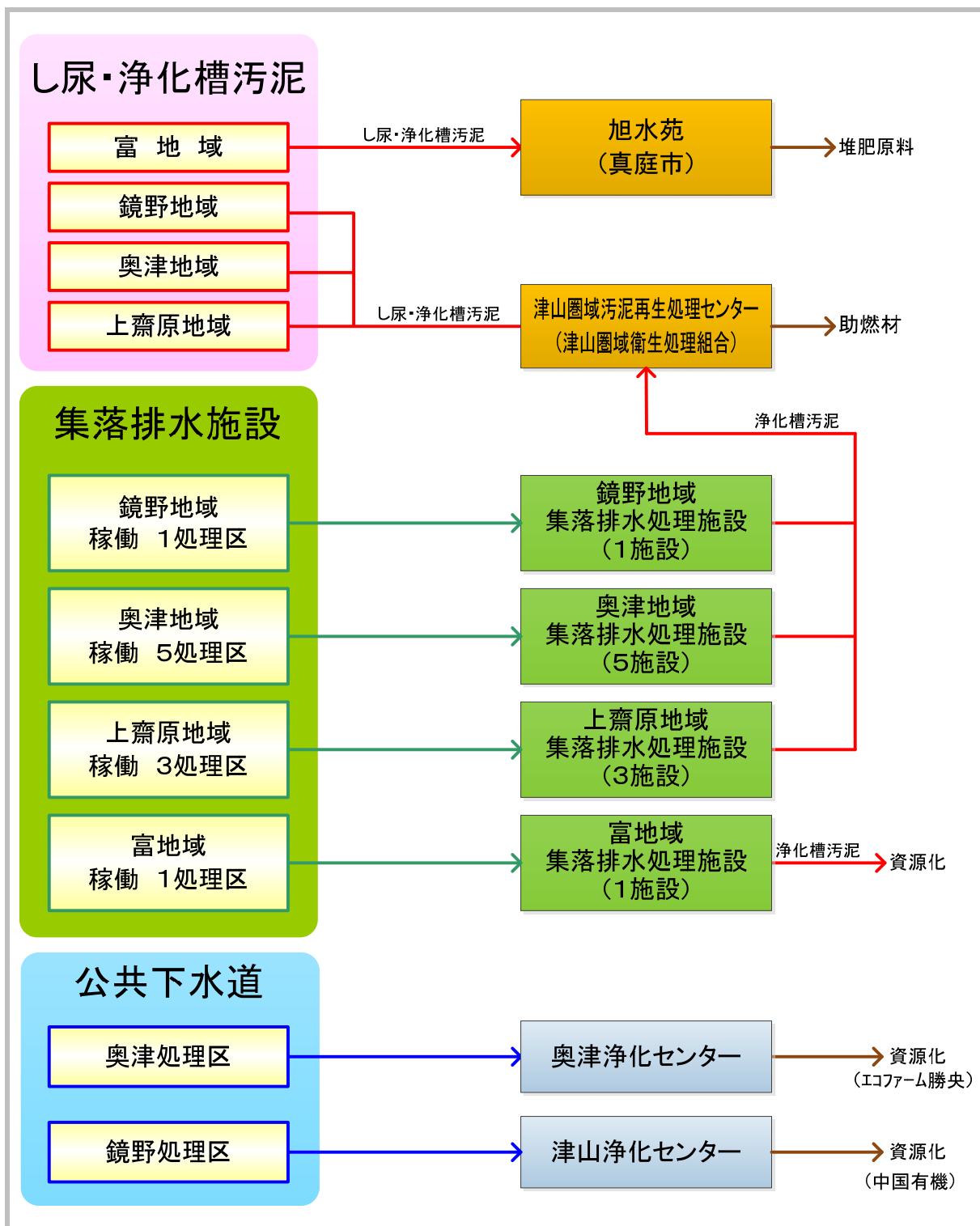


図4-3 生活排水処理の流れ

3 生活排水処理形態別人口

本町の平成 30（2018）年度における生活排水処理形態別人口は、公共下水道 5,829 人（45.0%）、農業集落排水人口 1,830 人（14.1%）、その他合併処理浄化槽人口 2,464 人（19.0%）、林業集落排水人口 47 人（0.4%）で、生活排水処理率は 78.5%です。

一方で、生活雑排水を処理していない生活排水未処理人口は、計画収集人口 2,289 人（17.7%）、単独処理浄化槽人口 488 人（3.8%）の合計 21.5%です。

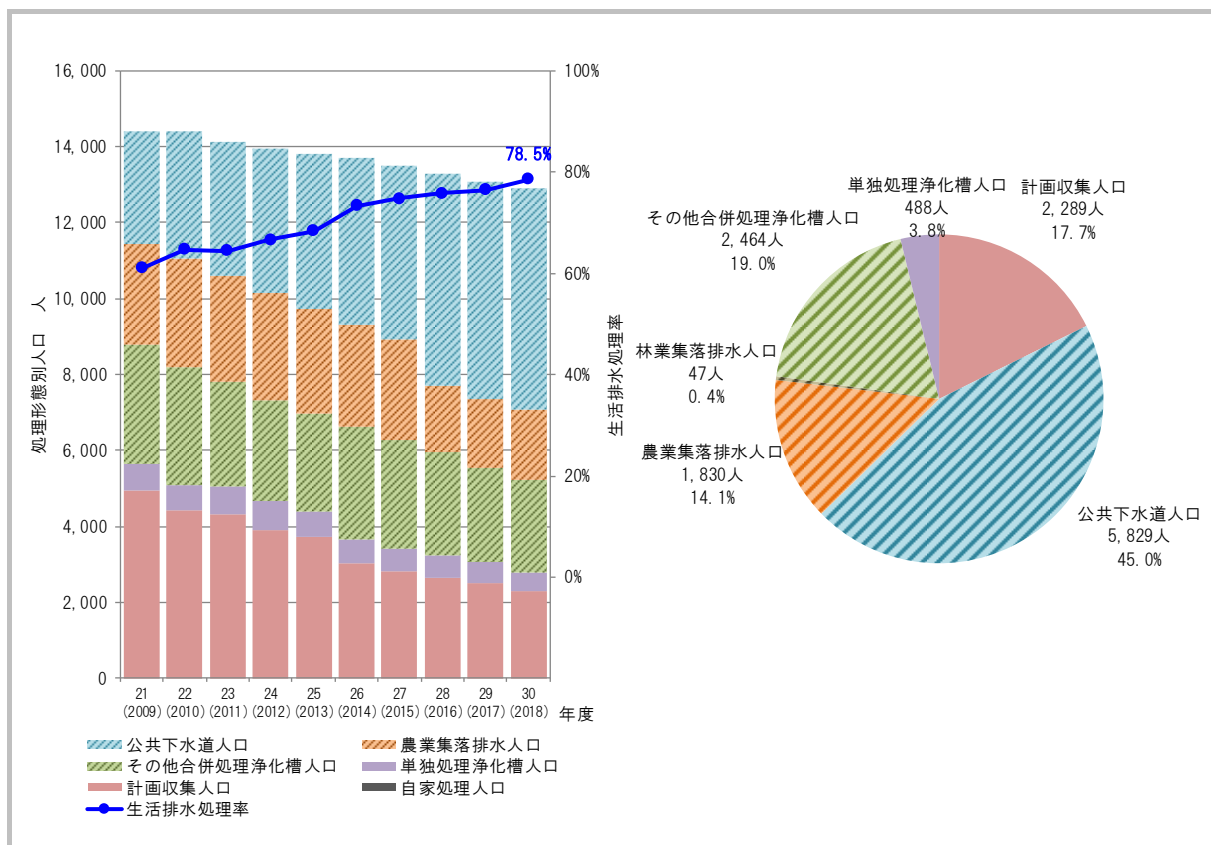


図 4 -4 生活排水処理形態別人口

※合併処理浄化槽

- ・浄化槽法において、「浄化槽」は、いわゆる合併処理浄化槽のことを示すが、本計画においては、「合併処理浄化槽」とトイレ汚水のみを処理する「単独処理浄化槽」（みなし浄化槽）を使い分けるものとした。
- ・環境省所管の補助事業あるいは交付金事業で整備されたものは、補助事業による小型合併処理浄化槽として整理するものとした。
- ・集落排水処理施設の終末処理場は、浄化槽法に規定される浄化槽であるが、ここでは、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設とした。

※生活排水処理

- ・生活排水とは、台所や風呂の排水などの生活雑排水と汲み取りし尿、浄化槽汚泥を含めたもので、これらは公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽で処理する。これらの人口の合計が総人口に占める割合を生活排水処理率とする。

4 し尿・浄化槽汚泥排出量

本町管内から排出されるし尿、浄化槽汚泥量は減少傾向にあり、平成 30（2018）年度においてし尿が 1,400 キロリットル程度、浄化槽汚泥が 3,000 キロリットル程度、合計で 4,400 キロリットル程度です。

内訳は浄化槽汚泥量が増加傾向にあり、平成 30（2018）年度の浄化槽汚泥割合は 68.7%です。

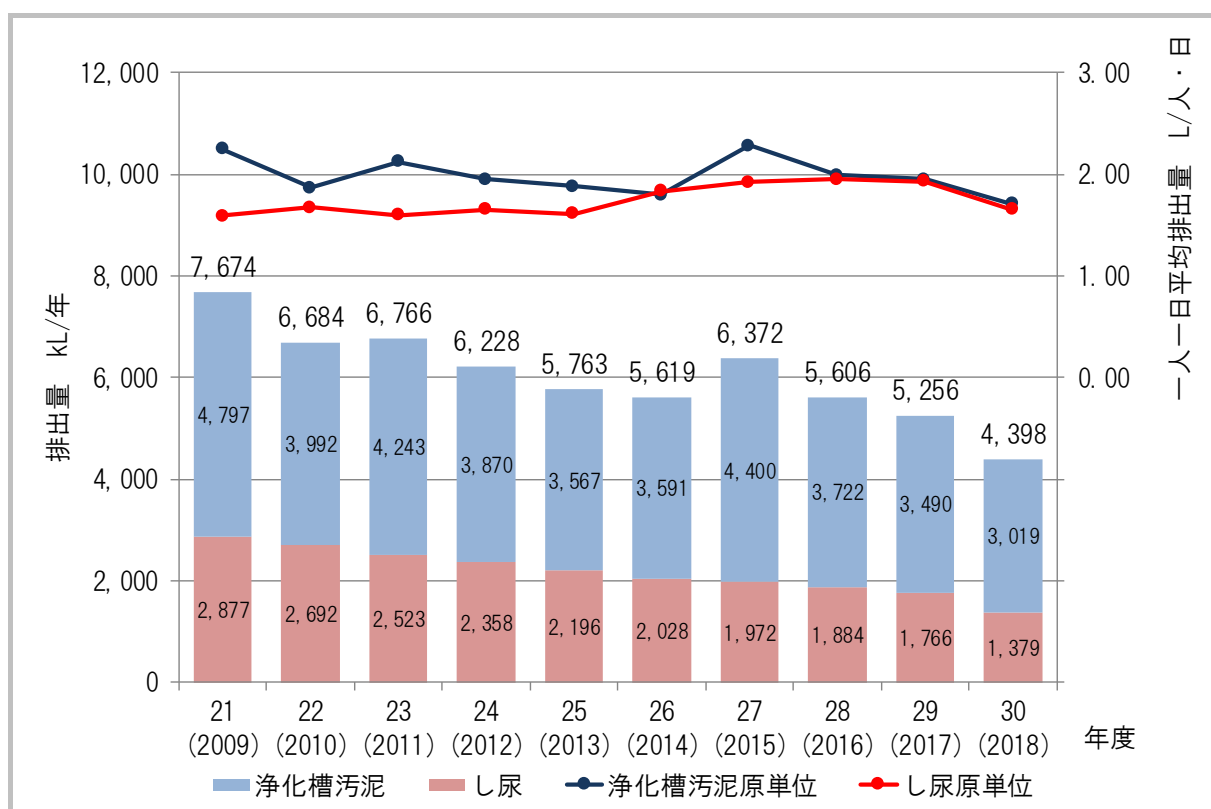


図 4 -5 し尿・浄化槽汚泥排出量

5 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

本町管内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、本町の許可業者によって収集・運搬されています。なお、収集・運搬の手数料は、従量制により徴収しています。

表 4 - 1 収集・運搬体制

項目	し尿	浄化槽汚泥
区分	収集・運搬	収集・運搬、清掃
形態	許可業者 3 社	
手数料	従 量 制	
収集機材等	バキューム車 12 台 46kL	

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

6 し尿・浄化槽汚泥の中間処理

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理施設は、合併前の体制を継続しており、鏡野地域、奥津地域、上齋原地域から排出されるし尿等は、津山圏域衛生処理組合のし尿処理施設で処理しています。なお、衛生処理センターの老朽化に伴い令和元（2019）年度4月から汚泥再生処理センターが供用を開始しています。

一方、富地域から排出されるし尿等は真庭市への委託処理としており、真庭市のし尿処理施設旭水苑に搬入・処理している。旭水苑では、処理過程で排出される汚泥は肥料原料として再利用しており、し渣は焼却しています。

表4-2 施設の概要

対象地域	鏡野地域、奥津地域、上齋原地域	富地域
処理主体	津山圏域衛生処理組合（津山市、鏡野町、美咲町）	真庭市
施設名称	汚泥生成処理センター	し尿処理施設旭水苑
所在地	津山市川崎 485	真庭市野原 9-1
処理対象	し尿・浄化槽汚泥	し尿・浄化槽汚泥
供用開始	令和元（2019）年4月	平成6（1994）年12月
処理方式	高負荷脱窒素処理方式	高負荷脱窒素処理方式
処理能力	170kL/日	150kL/日

※真庭市の旭水苑は、真庭衛生組合（落合町、勝山町、久世町、湯原町、美甘村、新庄村、川上村、八束村、中和村、北房町、富村、旭町）が設置したもので、市町村合併により真庭市（勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村及び北房町）に移管している。

※津山圏域衛生施設組合汚泥再生処理センター





図 4 - 6 施設の位置

7 処理経費

本町のし尿処理に係る処理及び維持管理費（建設改良費を除く）は減少傾向にあり、平成30（2018）年度において年間3千2百万円程度です。また、処理及び維持管理費は、住民1人あたり2.3千円程度、し尿及び浄化槽汚泥1キロリットルあたり5.6千円程度です。

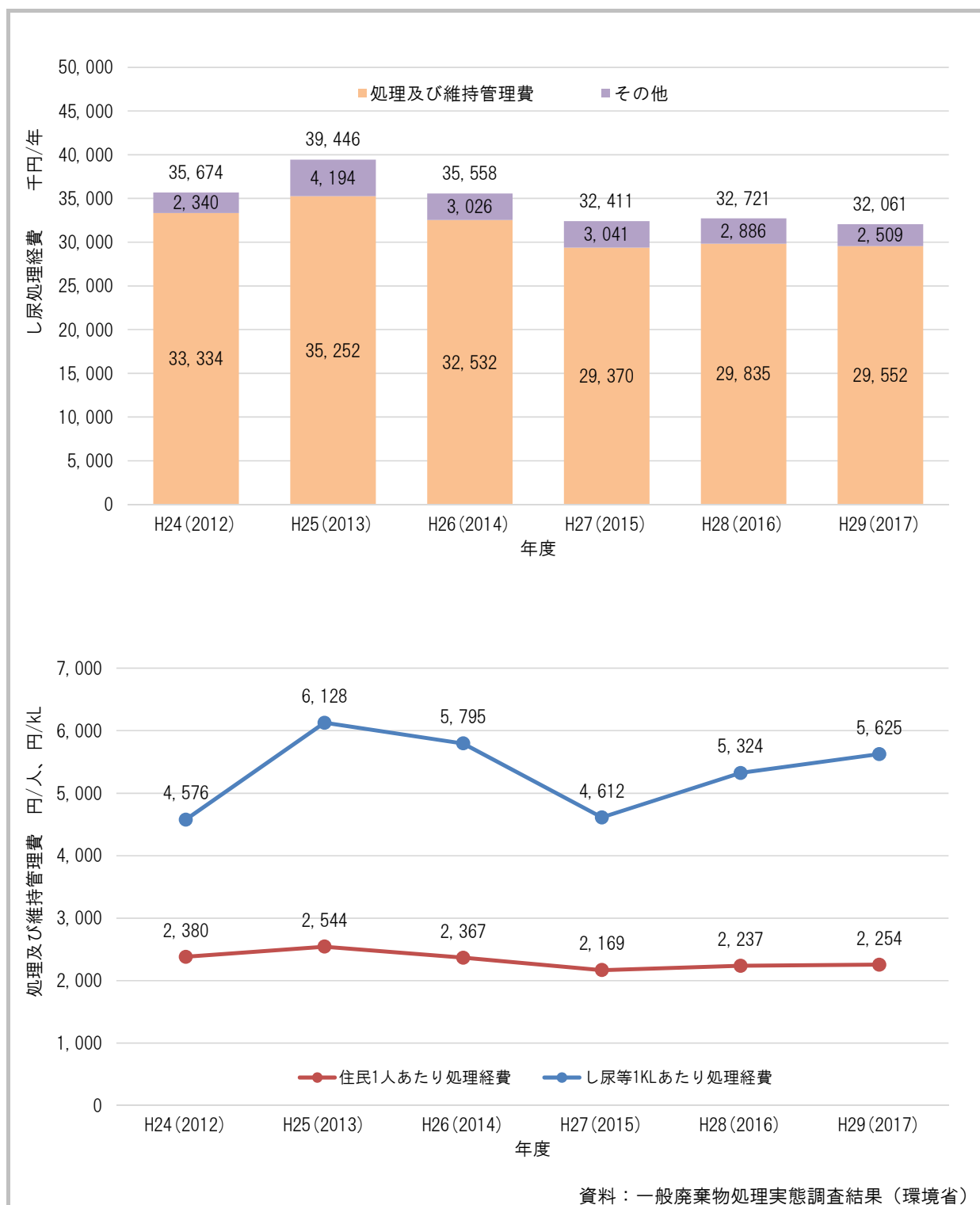


図4-7 し尿処理経費

8 課題

本町における生活排水処理の現状や関連するその他の事項について整理した結果、今後の生活排水処理における課題は次のとおりです。

④ 生活排水処理率の維持・向上

- 本町の生活排水を処理していないし尿収集人口、単独処理浄化槽人口は合計で 2,777 人（21.5%）です。
- 引き続き、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を行い、生活排水処理を推進していくことが必要です。

⑤ 生活排水対策の啓発

- 本町の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く住民・事業者に啓発し、台所などの発生源における汚濁負荷削減対策についても公共下水道処理施設や浄化槽の機能が発揮できるよう、啓発を行っていく必要があります。

⑥ し尿収集・運搬体制の維持

- 本町のし尿及び浄化槽汚泥排出量は減少傾向にあります。
- 排出量が減少したとしてもし尿等の収集・運搬は、本町の公衆衛生維持のためには不可欠です。現在の許可業者による収集運搬体制を維持していくことが必要です。

⑦ し尿処理施設の維持

- 本町のし尿処理は、津山圏域衛生処理組合あるいは真庭市への委託により行っています。
- 適正処理が継続されるよう、組合、市の施策に協力していくことが必要です。

第2節 生活排水処理の目標

1 生活排水処理に関する基本方針

本町では、これまでの生活排水処理対策の促進により生活排水処理率は78.5%です。今後も引き続き生活排水を適正に処理することについて、住民、事業者に対して啓発していくものとしします。

なお、生活排水処理に関する基本方針は、水質の改善を図ることにとどまらず、『住民や訪れる人に潤いと癒しをあたえてくれる清流の復活』を目指し、「森といで湯と田園文化の里」づくりを進めていくものとしします。

2 処理主体

本町における生活排水の処理主体は、以下のとおりとしします。また、計画処理区域は本町全域としします。

表4-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人・本町等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	津山圏域衛生施設組合 真庭市（委託）

3 処理の目標

本町の平成30（2018）年度生活排水処理率は78.5%と、全国平均86.6%（H29）と比較して低いレベルです。今後は、引き続き公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備を推進し、し尿収集世帯や単独浄化槽設置世帯から未処理で排出される生活雑排水を処理し、終局的には生活排水処理率80%超を目指すものとしします。なお、本計画の数値目標年度である令和元（2019）年度、計画目標年度である令和11（2029）年度の生活排水処理率は、各々77.7%、81.5%となる見込みです。

表4-4 生活排水処理の目標

	現 在 平成30(2018)年度	数値目標年度 令和6(2024)年度	計画目標年度 令和11(2029)年度
生活排水処理率	78.5%	84.1%	86.9%

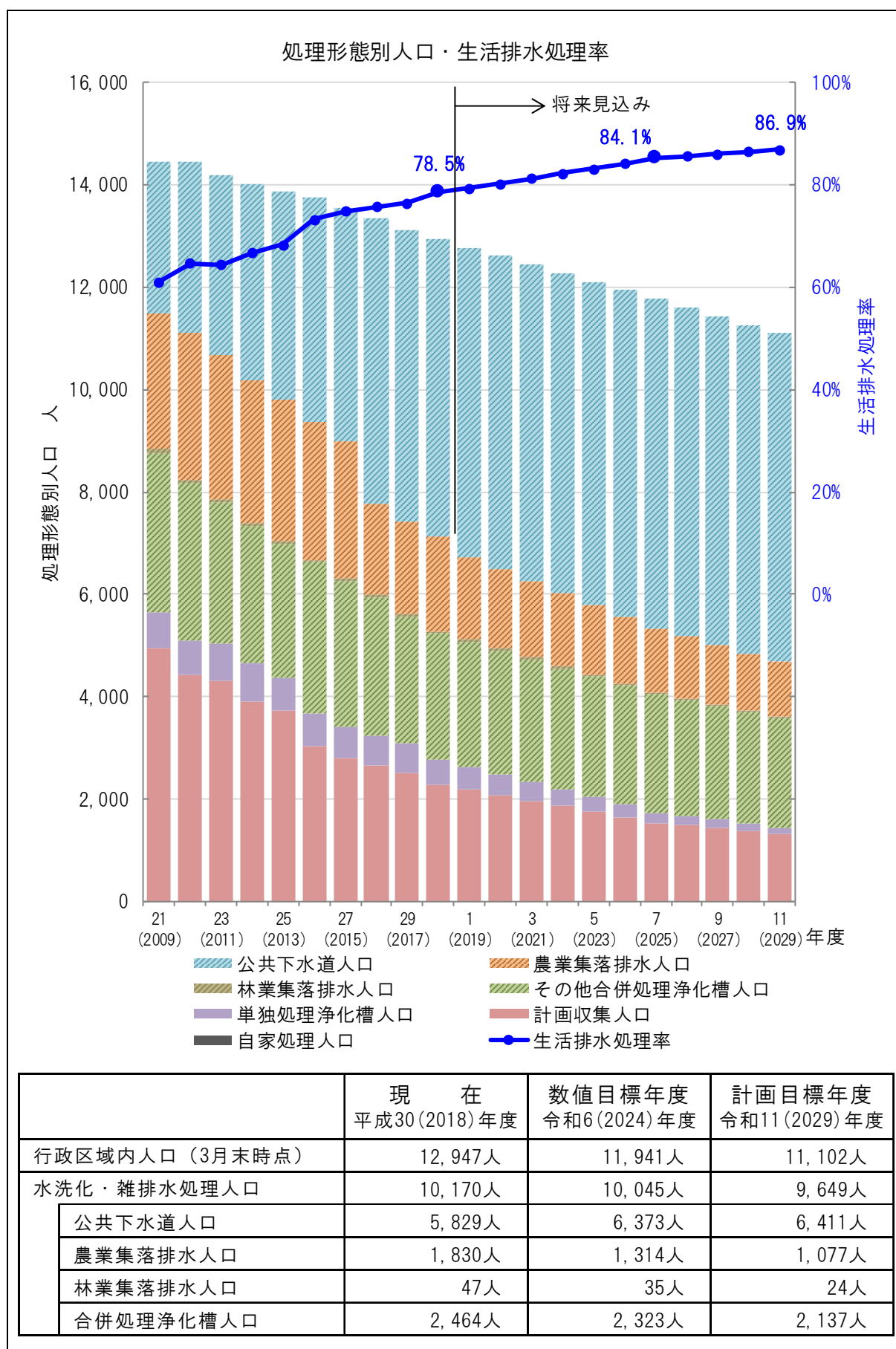


図 4 -8 生活排水処理の将来見込み

4 生活排水処理区域

生活排水処理区域は図表 4 -13 のとおりです。集合処理施設である公共下水道、集落排水処理施設以外の区域は、合併処理浄化槽を普及する区域とします。

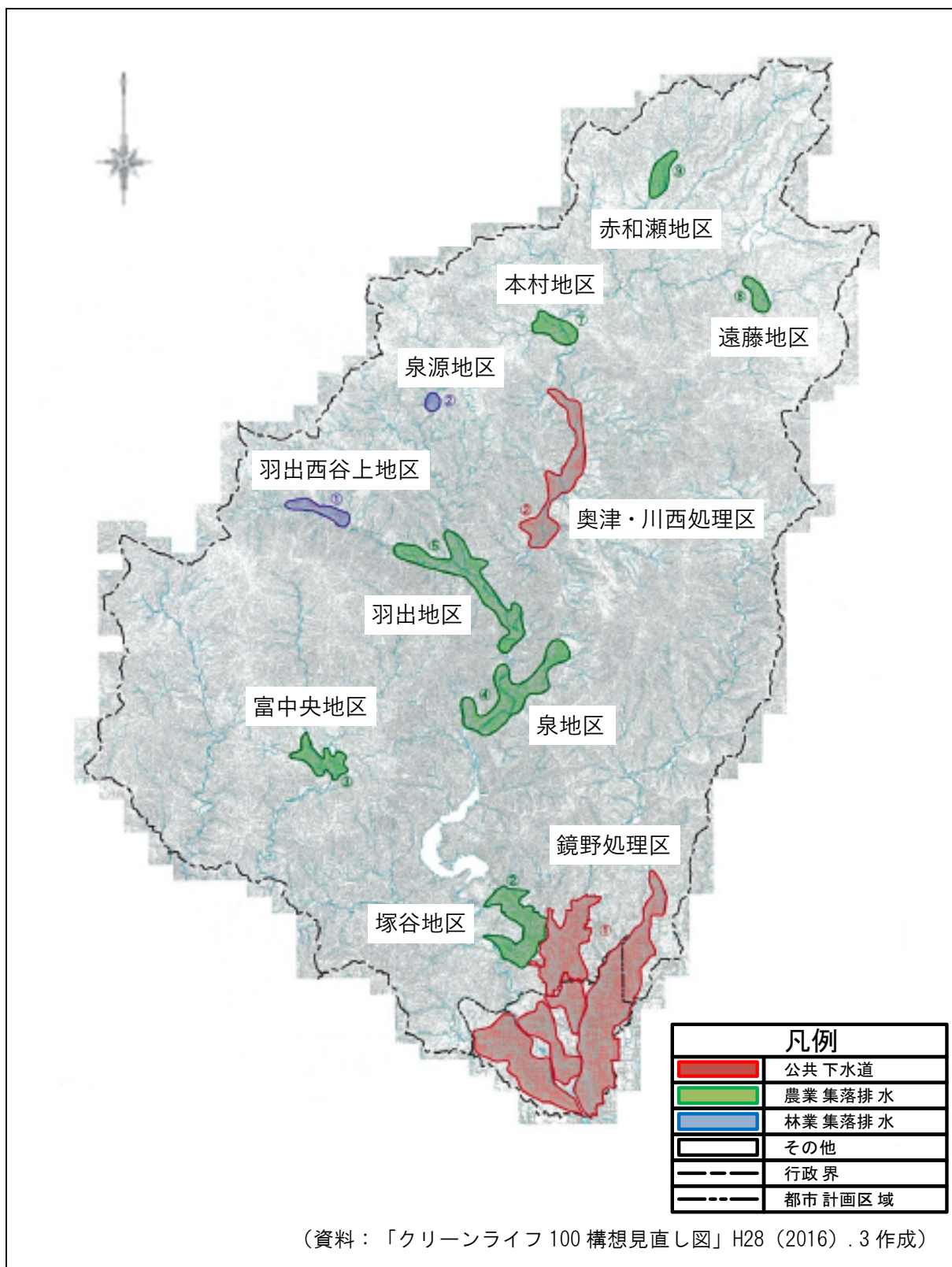


図 4 -9 生活排水処理区域

第3節 生活排水の処理計画

1 生活排水処理施設の整備

① 公共下水道・集落排水処理施設

本町の公共下水道、集落排水処理施設は11処理区で整備を進め、「公共下水道 鏡野処理区」を除き整備事業は終了しています。

「農業集落排水事業 大野小座処理区」は、事業種別を公共下水道に変更し、鏡野処理区に統合しました。鏡野処理区は、既住宅地域の管渠整備を令和7(2025)年度までに完了し、国道179号線沿いの開発状況に合わせ、管渠整備を行う予定です。

「農業集落排水事業 奥津北処理区」は、奥津川西処理区に統合し、廃止します。

表4-5 公共下水道・集落排水処理施設の概要

地域名	処理区	事業別	整備期間	供用開始年月日	排除方式	計画処理人口(人)		終末処理場	処理方式
						R7 (2025)年度	R17 (2035)年度		
鏡野	鏡野	公共下水道	H9～R7 (1997)～(2025)	平成16(2004)3月31日	分流式	7,491	8,463	津山市浄化センターへ	標準活性汚泥法
	塚谷	農業集落排水事業		平成29(2017)3月31日	分流式	357	317	小田・入浄化センター	JARUS-Ⅲ
奥津	奥津川西	特定環境保全 公共下水道事業	H15～H17 (2003)～(2005)	平成18(2006)3月31日	分流式	372	303	奥津浄化センター	凝集剤併用膜分離 活性汚泥法
	羽出	農業集落排水事業	H11～H14 (1999)～(2002)	平成15(2003)3月31日	分流式	196	124	羽出浄化センター	JARUS-Ⅲ
	泉	農業集落排水事業	H9～H12 (1997)～(2000)	平成13(2001)3月31日	分流式	351	297	泉浄化センター	JARUS-Ⅲ
	羽出西谷上	林業集落排水事業	H12～H14 (2000)～(2002)	平成14(2002)3月31日	分流式	24	3	羽出西谷浄化センター	沈殿分離 接触ばっ気方式
	泉源	林業集落排水事業	H14～H15 (2002)～(2003)	平成15(2003)3月31日	分流式	20	14	泉源浄化センター	沈殿分離 接触ばっ気方式
上齋原	本村	農業集落排水事業	H14～H18 (2002)～(2006)	平成19(2007)3月31日	分流式	215	133	本村浄化センター	膜分離活性汚泥法
	遠藤	農業集落排水事業	H8～H11 (1996)～(1999)	平成12(2000)3月31日	分流式	48	30	遠藤浄化センター	JARUS-S
	赤和瀬	農業集落排水事業	H8～H10 (1996)～(1998)	平成11(1999)3月31日	分流式	32	20	赤和瀬浄化センター	JARUS-S
富	富中央	農業集落排水事業	H7～H11 (1995)～(1999)	平成12(2000)3月31日	分流式	182	111	富中央浄化センター	JARUS-Ⅲ

資料：「鏡野町クリーンライフ100構想見直し業務委託計画書」H28(2016).3)

② 合併処理浄化槽

公共下水道や集落排水処理区域以外の生活排水処理を進めるため、生活雑排水の未処理世帯(単独処理浄化槽設置世帯、し尿収集世帯)に対し合併処理浄化槽への転換を図るものと、設置者への補助事業を行っています。

表4-6 合併処理浄化槽整備計画

	実績(累積)		令和元(2019)年以降
鏡野地域	1,143基	82.5%	10基
奥津地域・上齋原地域	148基	10.7%	3基
富地域	95基	6.8%	2基
合計	1,386基	100.0%	15基

資料：令和元(2019)年度以降の設置基数は上下水道課による

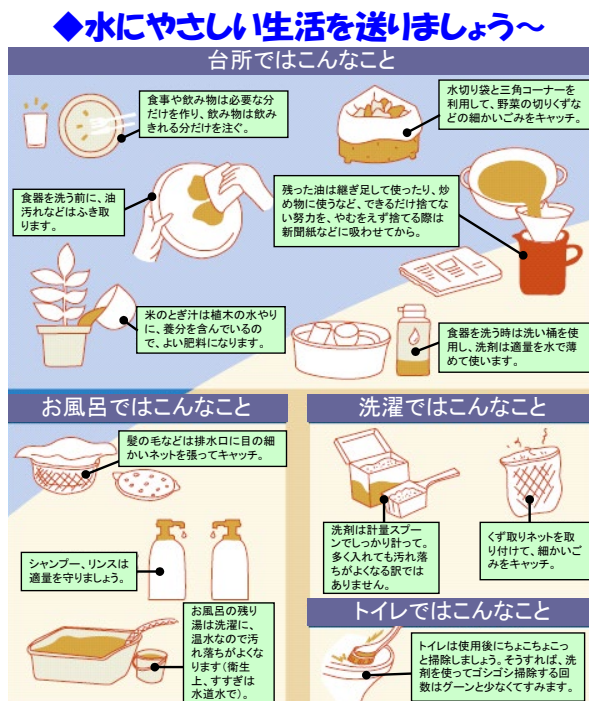
2 生活雑排水の適正処理

お風呂や台所の生活雑排水は、公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備により適正処理を推進します。具体的な施策は、以下のとおりです。

① 環境にやさしい人づくり

次代を担う子供たちを対象とする「わんぱく塾」で、川遊びなどの活動を通じて美しい水の流れの大切さを学んでもらいます。また、成人対象の「エコ教室」では自然環境を守ることの大切さを知ってもらいます。

具体的には、広報、座談会、区長会等の様々な機会に担当職員を派遣するなど、多くの住民に污水处理の大切さ、自然環境の大切さを訴え、『水にやさしい生活を送ってもらう』ことで快適な環境づくりを進めていきます。



資料：環境省「生活排水読本」

② 水洗化の普及・啓発

合併処理浄化槽整備事業は該当住民が自発的に整備を意思決定しなければ進まない事業でもあるため、啓発用パンフレットの作成・配布や町広報誌、ホームページ、CATV等の媒体を積極的に活用し、普及啓発に努めるものとします。

◆合併処理浄化槽に関するパンフレット



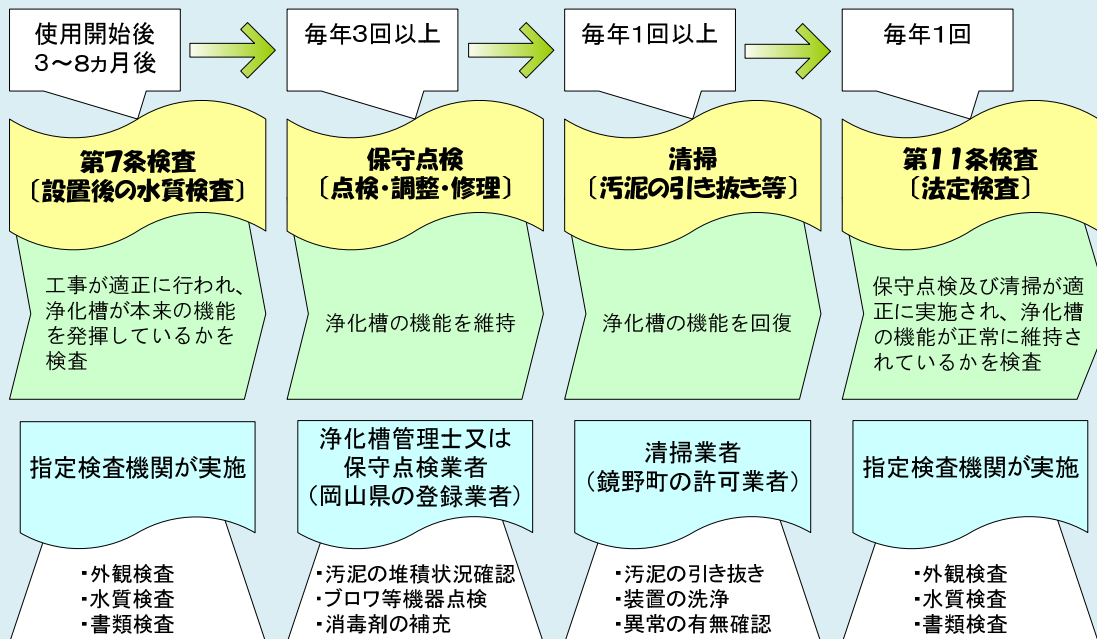
(上下水道課)

3 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽は、その機能を発揮させるためには保守・点検、清掃等が不可欠です。そのため、浄化槽設置者に対し、保守・点検、清掃等の必要性について説明等を行い、浄化槽の適正管理を推進するものとします。

>>>浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょう<<<

① 浄化槽管理の流れ



② 保守・点検

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。保守点検は、**岡山県の登録を受けた保守点検業者**に委託してください。
- 浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により汚泥の状態を確認します。
- 汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。



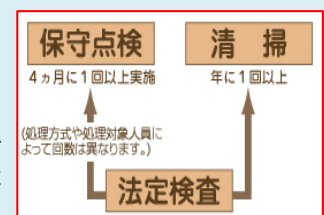
③ 清 掃

- 浄化槽の清掃は、**鏡野町の許可を受けた浄化槽清掃業者**に委託してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた汚泥が多くとまると処理が不十分になり、悪臭の原因になります。
- 汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄、掃除することが必要です。



④ 法定検査

- 法定検査は、**岡山県の指定する検査機関**が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「保守点検」「清掃」とは別に、法定検査を年に1回必ず受けなければなりません。そのほかには、使用開始後3ヶ月～5ヶ月以内に設置後の水質検査を実施します。



⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

第4節 し尿・汚泥の処理計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込み

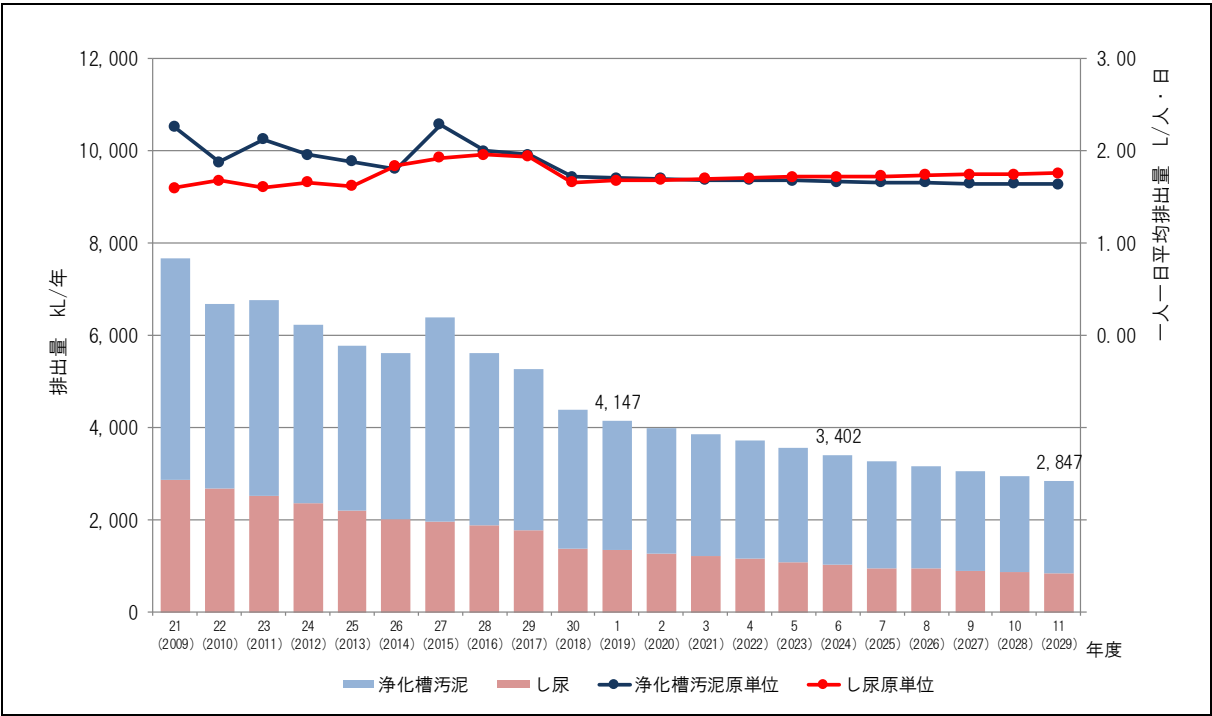
し尿処理施設において処理するし尿及び浄化槽汚泥の処理対象人口は、令和6（2024）年度においてし尿の計画収集人口 1,646 人、浄化槽人口 3,922 人と総人口の減少に伴い、いずれの処理形態別人口も減少すると見込まれます。

表 4 - 7 処理対象人口の見込み

	現 在 平成30(2018)年度	数値目標年度 令和6(2024)年度	計画目標年度 令和11(2029)年度
計画収集人口	2,289人	1,646人	1,320人
浄化槽人口	4,829人	3,922人	3,371人
集落排水人口	1,877人	1,349人	1,101人
その他合併処理浄化槽人口	2,464人	2,323人	2,137人
単独処理浄化槽人口	488人	250人	133人

表 4 - 8 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

	現 在 平成30(2018)年度	数値目標年度 令和6(2024)年度	計画目標年度 令和11(2029)年度
し 尿	1,379 k L/年	1,026 k L/年	843 k L/年
浄 化 槽 汚 泥	3,019 k L/年	2,376 k L/年	2,004 k L/年
合 計	4,398 k L/年	3,402 k L/年	2,847 k L/年



2 排出抑制・再資源化計画

① 住民への啓発

浄化槽は、清掃時に定期的に汚泥を引き抜く必要があります。その量については、浄化槽の形式により異なるため、本町において設置している浄化槽の形式や清掃方法について、広報やホームページ等において浄化槽設置者に情報提供を行っていくものとします。

② 清掃事業者への指導

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きについて清掃業者への指導を行い、浄化槽汚泥の排出を抑制します。

③ 汚泥等の有効利用

本町のし尿等を処理している津山圏域衛生処理組合あるいは真庭市のし尿処理施設では、発生する汚泥を、助燃材あるいは堆肥として利用する等、有効利用しています。

安定した有効利用が行えるよう、し尿等を安定的にし尿処理施設に搬入するよう収集運搬体制を維持していくものとします。

3 収集・運搬計画

① 安定したし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

本町ではし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っています。今後も引き続き許可業者による収集・運搬を行うものとします。

し尿や浄化槽汚泥は、年々減少すると見込まれ、収集許可業者の運営に影響を及ぼすことも懸念されます。浄化槽の清掃やし尿の汲み取りが滞ると、町内の公衆衛生が維持できなくなるため、安定したし尿・浄化槽汚泥の収集体制を維持していくものとします。

② 下水道供用区域での収集・運搬

公共下水道が整備された区域においても、やむを得ない理由で接続されていない世帯もあります。こうした世帯に対しては、し尿や浄化槽汚泥について、引き続き収集運搬を行うものとします。

4 中間処理・処分計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、津山圏域衛生処理組合あるいは真庭市のし尿処理施設で行っています。

本町においても組合あるいは真庭市が行う施策について、協力していくものとします

5 災害廃棄物対策

災害時に避難場所等で発生するし尿等は、衛生面からも早急な収集が必要であり、その処理体制を構築する必要があります。

本町では、「鏡野町地域防災計画（平成 29 年度（2017）年 1 月）」を策定しており、その計画に従って処理等を行っていくものとします。必要に応じ、岡山県、(社)全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を依頼するなど、関係機関との連携を図っていくものとします。

第5章 計画の進行管理

第1節 計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていく必要があります。

そのため、Plan（計画）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（改善・処置）のPDCAサイクルより、継続的に管理していくものとします。

なお、進行管理は、鏡野町廃棄物減量等推進審議会に結果を報告し、計画に変更が生じる場合等は、対策案を立案し意見を求めるものとします。

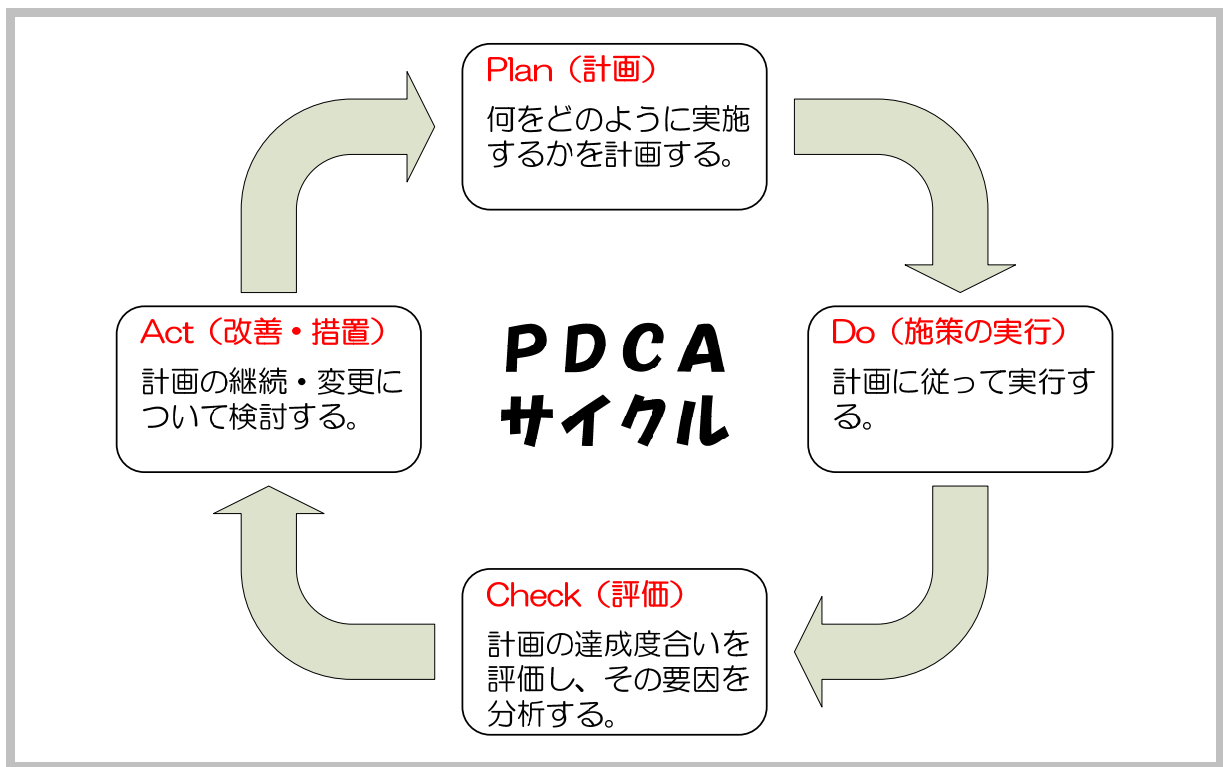


図5-1 計画の進行管理手法

第2節 計画進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、廃棄物の処理状況を取りまとめ、廃棄物減量等推進審議会に報告します。

なお、計画の進行管理のための指標は、以下のとおりとします。

表 5 - 1 計画の進行管理指標

〔ごみ処理〕

進行管理指標	算出式など	平成30(2018)年度実績値
住民 1人1日平均排出量	年間ごみ総排出量÷365日÷総人口	765.2 g/人・日
リサイクル率	リサイクル量÷総発生量	19.2 %
廃棄物からの エネルギー回収量	発電量（焼却場）	9,435 MWh/年
処理する廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量÷ごみ総排出量	7.0 %
住民1人あたり 年間処理経費 (H29年度)	年間処理経費÷総人口	10,000 円/人

〔生活排水処理〕

進行管理指標	算出式など	平成30(2018)年度実績値
生活排水処理率	生活雑排水処理人口÷総人口	78.5 %
住民1人あたり 年間処理経費 (H29年度)	年間処理経費÷総人口	2,000 円/人